

令和6年6月橋本市議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月17日（月）

議事日程第2号

令和6年6月17日（月） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番1	13番	田中和仁君	12
順番2	14番	南出昌彦君	21
順番3	15番	辻本勉君	33
順番4	10番	垣内憲一君	43
順番5	11番	岡本安弘君	54
順番6	16番	土井裕美子君	64

議員定数18名

出席議員17名

1番	森下伸吾君	2番	板橋真弓君
3番	岡本喜好君	4番	梅本知江君
5番	阪本久代君	6番	高本勝次君
7番	岡弘悟君	8番	田中博晃君
9番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
11番	岡本安弘君	13番	田中和仁君
14番	南出昌彦君	15番	辻本勉君
16番	土井裕美子君	17番	石橋英和君
18番	中本正人君		

欠席議員1名

12番 小林弘君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教育長	今田実君	総合政策部長	井上稔章君
総務部長	中岡勝則君	経済推進部長	三浦康広君
		農業委員会事務局長	
健康福祉部長	久保雅裕君	危機管理監	大岡久子君

建設部長 西前克彦君
上下水道部長 堤健君
消防長 永井智之君
選挙管理委員会事務局長 辻本昌亮君
財政課長 三嶋信史君

会計管理者 兼井和彦君
教育部長 岡一行君
病院事務局長 池之内正行君
監査委員事務局長 岩坪恭子君
政策企画課長 辻本真吾君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福井直記
議事調査係長 中井ユリ

議会事務局次長 笹山 奨
書 記 諸田泰己

(午前9時30分 開議)

○議長(森下伸吾君) おはようございます。
ただ今の出席議員は17人で、定足数に達しております。

○議長(森下伸吾君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(森下伸吾君) これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番 堀内君、10番 垣内君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(森下伸吾君) 日程第2 一般質問を行います。

今回の一般質問の通告者は17人であります。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、13番 田中君。

[13番(田中和仁君)登壇]

○13番(田中和仁君) 皆さん、おはようございます。

トップバッター、よろしくお願ひします。
ちょっと朝から息が上がっておりまして、

手元に、サンキューカードと言うらしいんですけども、消防隊からつい何十分か前に頂きまして、朝、バス停で子どもたちのスクールバスを見送って、さあトップバッター、準備しようと思ったら、国道の真向かいで男の子が、青年が血まみれで倒れていて、どうしたんかなと思って、国道をまたいで「大丈夫か」と声かけたら、座り込んでちょっと元気がなかったんです。

国道を渡って様子を見ると、どうも自転車で単独でこけたかと、「そうなんです」と言って受け答えはされていた。「どうします」と言うたら、「お母さんに電話したんで」と言って、「大丈夫です」と言ってくれたんだけど、お母さんも来ないし。

そうこうしているうちに裏側の多機能ハウスの介護士と看護師が寄ってきてくれて、「頭打ってるやんか」ということになって、「これはもう救急車や」ともう専門の方が判断して、無事に救急隊が来てくれて見送ったというのがもうほんの数分前のことございまして、ちょっと息が上がっております。

今日調子出なかったら、善い行いのせいだと思って、どうぞお許しいただきたいと思ひます。

さて、通告に従い、四つ質問させていただきます。

1、消滅可能性自治体と公表されたことに

ついて。

有識者グループ「人口戦略会議」は、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、20代から30代の女性の数、若年女性人口の減少率を市町村ごとに分析しました。2020年から2050年の30年間で若年層女性の減少率が50%以上の場合、最終的には消滅する可能性が高いとまとめたものです。

橋本市はその消滅可能性自治体に入っており、以前にも同僚議員から、人口減少対策はどうかと一般質問がありました。

橋本市においては、まち・ひと・しごと創生法に基づき橋本創生総合戦略が策定され、現在は第2期の終盤であります。人口減少は橋本市だけの問題ではなく、日本全体で激しく進んでおり、策定以来、人口減少に歯止めをかけようと努力いただいているのですが、現実の特効薬というものはなく、想定よりも深刻な人口減少が待ち受けているようです。

そこで、質問します。橋本市が消滅可能性自治体と公表されたことへの受け止めをお伺いします。

二つ目、授業中の災害対応について。

台風や風水害が予測される場合、あらかじめ休校にするなどの対策を取っていただいています。突発的な災害が授業中に発生した場合の対応についてお伺いします。

①児童や教員のヘルメットまたは頭巾が必要と考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

②低学年児童などは避難時、簡易トイレをうまく使えるか心配があります。児童への備えはどのようにお考えでしょうか。

③セキュリティの関係で、不審者が入りにくいよう、校門、入り口を小さく設計されている学校があります。多くの学校では引渡しの際に運動場を利用し、ドライブスルーで保護者の車両が待機できるよう、現在の引渡

し訓練をしているのですが、道路上に渋滞が発生してしまう学校は、非常用の通用門を設置したり拡張するなどのハード対策が必要ではないでしょうか。

3、民生委員への名簿提供について。

民生委員からの相談内容になります。「民生委員になったが、高齢者独居情報など職務に必要な名簿がもらえない。例えば、要介護の申請相談など気にかけてあげないといけない状況にあって、名簿がない。市の情報が実際に住まいされていない場合もあるが、それでも橋本市が把握している分を提供してほしい」という内容です。

民生委員は準公務員であり、職務上の目的利用範囲で、本人の同意なく名簿を提供することができると考えます。また、個人情報保護法においても、民生委員の活動目的であれば、必要な情報、つまり名簿の提供は差し支えないと感じます。

以上のことから、民生委員に対し、活動に必要な情報提供があった場合には対応いただきたいと考えます。民生委員への名簿提供についての見解をお伺いします。

4、ゴミ袋の表示を外国人にもわかりやすく。

橋本市はごみ分別においては先進地であると胸を張れる状況にあると感じます。これは行政と市民が協働し、実現していることであると思います。

在日外国人が増加するにつれ、様々な文化圏から橋本市に住まいすることになるのですが、ごみを分別する習慣のない国や地域から転入してきた場合、ゴミ袋の表示を易しくする必要があると思います。

可燃ごみ、その他プラ製容器包装、食品用瓶類、破碎選別ごみ、有害危険ごみ、廃食用油、これらの表記だけでは意味が分からないため、やさしい日本語またはイラストなどに

よって、ごみ袋や収集日程表を外国人にも分かりやすくしてもらうことがこれから必要になってくると考えます。市の見解をお伺いします。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君の質問項目1、消滅可能性自治体と公表されたことに対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）おはようございます。

それでは、消滅可能性自治体と公表されたことについてお答えします。

民間有識者でつくる人口戦略会議が公表した令和6年分析結果では、本市の若年女性人口減少率が52.6%と試算されたことにより、減少率50%以上であるため、消滅可能性自治体とされています。また、分析結果では、前回の2014年分析と比較し、若年女性人口減少率が改善しているものの、自然減対策が必要、社会減対策が極めて必要な分類に位置づけられています。

この結果は、人口減少に係る危機感を持つための一つの数値として受け止め、本市としては、令和5年度からスタートした長期総合計画後期基本計画において、基本構想で掲げた目標人口の達成に向け、出生数の改善、ファミリー層の転入促進、転出超過の抑制、これらの三つの視点から重点プロジェクト施策を設定していますので、今後もこの取組みを進めていきたいと考えます。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

未来本という本のジャンルがベストセラーに入っていて、河合雅司さんの「未来の年表」とか「シン・未来予測」とか、よく似た内容

なんです。読んでいくと、特に地方自治体は人や店が減少して自治体の経営状態が悪化し、維持できなくなってしまう危機的な社会になることが予測されている。単に不安をあおる本というよりも、何か手だてをしようと警鐘を鳴らしていると考えます。

橋本市も様々な考察をしてくれているのですが、総合計画において推計人口と目標人口、これ別の値を設定しているのですが、どういうふうに違うか、教えてください。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）推計人口というものなんですけれども、推計人口とは、全国の将来人口の推計を行っております国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研というところの推計方法に準じた推計値となります。過去の推移を参考とした、これからの人口予測値というところでございます。

次に、目標人口につきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして平成27年度に策定した人口ビジョンにおいて、結婚、子育て、移住希望者等を把握し、国や県の施策とも関連していただくことでございますので、国や県の人口ビジョンで設定している合計特殊出生率や社会動態の純移動率の縮小などを参考に、2060年の橋本市の人口将来展望を提示したものとなっております。これは平成30年度からの総合計画の目標人口として継承されたものとなっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）目標人口なんですけども、現在の人口を維持しようという目標設定が高過ぎて、そもそも達成できない値ではないかなと感じているんです。

そこで質問なんですけども、人口対策としての重点化を具体的に教えてください。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）ご答弁でも申し上げたとおりになってくるんですが、まず、出生数の改善という点におきましては、出産や子育て支援の充実、それから経済的な負担の軽減、また、ファミリー層の転入促進につきましては、移住定住施策、他市からの転入等の促進、それからシティプロモーション、子育て環境の整備などを実施しています。

それから、転出超過の抑制としましては、企業誘致ですとか地場産業の育成、これらを実施することで総合的に人口維持のための取組みを行っておりますので、引き続きこれらを継続してまいりたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

社会減の対策というのが明石市をはじめとして盛んに行われている社会情勢において、ちょっと引っ張り合いというふうに感じていて、日本全体ではそもそも変わらないようなシーソーゲームが過熱しているのかなというふうに考えるんですけども、やらないとなると、それもまたマイナス面になってくるので、してくれているというふうに捉えています。

人口対策の結果、どのような効果が出ていますか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）効果のおただしなんですけれども、確かに、目標としておる6万人というところを達成するための効果としては、今現状、不十分だという認識はしております。

ただ、人口動態への効果という観点では、社会動態、いわゆる転入転出の差、社会動態については、ファミリー層でありますゼロから14歳、25歳から44歳、この我々が目標として重点プロジェクトで取り組んでいるターゲット層とした層の社会動態としては、改善傾向にあるという認識です。

それから、自然動態では、合計特殊出生率が微増傾向にはなっておりますので、主観的な部分でも出産・子育ての環境施策の満足度が上昇傾向となっております。

これらのことから、重点プロジェクトの施策を打った効果というのは実際出ているというふうには取っております。

ただ、何というんですか、劇的な効果があるかというところ、そういうわけではないというところの危機感もやっぱり持っておりますので、さらにこれらをどう推し進めるかというのは検討する余地があるというふうには思っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

微増であるとか少し改善しているというところでありますけども、ミクロで見るとちょっと改善しているんだけども、全体で見るとやっぱり減っていることに変わりはないという捉え方だと思うんですけども。

そこで、三点、私の意見ですけども、将来の子どもたちの負担というのが心配になってきます。将来の子どもたちへの負担を小さく持っていく、と同時に歳出の見直しというのを一層進めさせていただきたい。それによって市民の要望に一つでも多く応えられる橋本市であってほしいと考えます。

二つ目は、将来の人口減少による労働力の減少について、DX化、デジタル田園都市化をもっと強く推し進めてもいいのではないかと。取り残されるとか対応できないというところも、もちろん意見は出てくるんですけども、それはなぜするかというところ、やはり将来に労働力が足りなくなる、今の状態を維持できないということがあります。

橋本市においても、まちではロボットが受付するのがもはや普通になってきております。

ロボットでできることはロボットがするという未来に向けての施策を進めてほしいと思います。

三つ目、その将来の不安が根本にあるということです。市民はN I S A、i D e C o等の貯金を強く進めています。橋本市においては基金、人口減少対策の基金が必要ではないかと考えます。

以上三点意見を述べて、一つ目の質問を終わりたいと思います。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、授業中の災害対応に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）授業中の災害対応についてお答えします。

一点目の、児童や職員のヘルメットまたは頭巾の必要性についてですが、防災頭巾は防災や小さな落下物には一定の着用効果を発揮しますが、大きな落下物に対してはその効果を期待することはできません。

一方、ヘルメットは落下物への着用効果はあるものの、保管場所を確保することが困難であり、折り畳みのヘルメットも含めて、耐用年数が長くても5年程度となっています。

現時点では全校の児童生徒及び教職員に対して整備する計画はありませんが、ヘルメット、防災頭巾が落下物等から頭部を保護するものとして一定の効果があることは認識しています。一部の学校では5年生家庭科の課題として防災頭巾を作成し、常に座席に備え付ける取組みを行っており、今後、災害から子どもの命を守る観点から調査・研究したいと考えます。

次に、二点目の、簡易トイレの児童への備えについてですが、およそ半数以上の小・中学校で、防災学習の一環として簡易トイレを取り扱っています。例えば、学文路小学校で

は防災学習発表会で、6年生の児童が他の児童や地域の方に簡易トイレの扱い方を模擬演習し、教えるという活動を行っています。

各校の防災学習のカリキュラムについては、児童生徒や地域の状況に応じて編成していますので、他の学校へも展開したいと考えています。

また、避難時には周囲に保護者または大人が近くにいることが想定されますので、実際に簡易トイレを利用する際にも、大きな混乱はなく利用できるものと考えます。

最後に、三点目の、非常用の通用門の設置、拡張についてですが、大規模地震が発生した場合は、途中の道路そのものが通行できない可能性もあり、その場合、車両ではなく徒歩での引取りを行うこととなります。そのため、地震発生時における引取りに限定すれば、通用門の設置や拡張等は行う必要がないと考えます。

しかし、大雨等を想定した場合は、議員ご指摘のとおり、車両がスムーズに移動できず、渋滞を引き起こしやすい学校もあります。ただ、学校の敷地内外の通路の狭さに起因することが多く、門の増設や拡張だけでは改善が困難です。

まずは運用面の見直しを行うことにより、課題解決に努めていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）一点目の、ヘルメットまたは頭巾の必要性についてですが、引き続き調査・研究いただくという答弁でございましたけれども、やっぱりここは必要だという答えが欲しかったと思っています。

まず必要か必要でないかというところがあると思うんですけども、その次に、誰が負担すべきかというところがあるのかなというふ

うに思います。関東の一例ですけれども、保護者が入学時に買われていると。そういうのを含めると、必要なのかなというふうな趣旨で質問しました。

各学校に危機管理マニュアルというのが学校単位で作成されているんだけど、相談やフォローというのはされていますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

学校保健安全法におきまして、学校には危機管理マニュアルの策定が義務づけられています。教育委員会にも提出することになっており、フォローや相談、支援はしております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）次の再質問に行きたいと思うんですけども、職員用のヘルメットというのを備蓄しているのは関東の学校では多いですか。これについて、どうお考えでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

学校が開いている時間帯にもし地震等が発生した場合なんですけども、教員はまず児童生徒の安全を最優先しなければなりません。状況によっては安全な場所へ避難しなければならないときもあります。

とっさの判断が求められますが、避難誘導の際に教員のみがヘルメットを装着することは想定し難く、まずは避難訓練を生かした対応が求められます。

その上で、ヘルメットを必要とする場合は、一度避難した後に教員が学校に戻り、施設の被害状況を確認するときや安全点検を行う場合が考えられます。職務上、ヘルメットがあったことにこしたことはないのですが、必要な個数などを学校現場の意見も聞きながら考

えていきたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）学校現場と相談していただけるということで、少し前進したのかなというふうに考えます。

学校防災マニュアル作成の手引というところで、初期消火、それから避難・救助支援、被害状況の確認、校内建物の安全点検、その他いろいろあるんですけども、やっぱり職員、教職員が危険な場面というのがあると想定されますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

二点目の簡易トイレについて再質問させていただきます。

トイレ処理セットについては、繰り返しになりますが、1日5回必要と言われております。全校生徒が学校にいる状態での被災になった場合は足りていますか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）おただしにお答えします。

トイレ処理セットの必要計画数は、内閣府防災担当が策定した避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを参考に、避難想定者数2万2,211人掛ける排せつ回数1日当たり5回掛ける3日分で、約33万4,000回分を想定しております。

市ではそのうちの70%を備蓄し、残り30%は流通で賄うというふうに計画をしており、23万3,800回分の備蓄をするものとして進めています。

現状はトイレ処理セット6万8,000回分を備蓄しており、各避難所には、組立て式の簡易トイレ、トイレ処理セット100回分とトイレレットペーパーがセットになった簡易トイレセットを、43か所全ての拠点避難所に4セットから14セットを備蓄しているところです。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）現在の備蓄倉庫ということを考えますと、例えば全校生徒が使い切るまで、プラス地域の方が避難されて使うというところでやっぱり途中で足りなくなるんでしょうね。応援が必要だということは明らかに、運んできてもらうということですよ。

市に備蓄しているものの総数は足りていません。各拠点避難所に置いてあるトイレということが、例えば200人の生徒で5回されると1日千個使うわけですから、結構短時間で消費される。その間に応援に来てもらうということでもいいでしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）先ほども申し上げましたとおり、学校は拠点避難所になっているところがほとんどでございますので、いわゆる簡易トイレセットを14セット備蓄していることになりますので、応援に入るまでには十分足りると考えます。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）分かりました。

次の質問ですけども、三点目の、非常用通用門や校門の拡張について、改善は困難、運用面でカバーするというお答えを頂いたんですけども、公共施設の在り方というのがだんだん変化して行って、当時はもうこういう建て方でよかったものの、やっぱり防災という観点からすると、非常に狭い入り口というのが問題になってくるのかなということが明らかになったのかなと思います。

大規模地震の場合は徒歩で引取りに行くことを想定しているということですが、訓練は現状ほとんど車になっていまして、その前提で周辺道路が渋滞する、大丈夫かという質問でした。

となると、訓練自体も徒歩で引取りするのが望ましいのではないかなというふうに考え

るんですけども、見解はいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

引渡し訓練はあくまでも引渡しの手順を、保護者、それから児童生徒、学校が確認するためのものございまして、訓練の際まで保護者に徒歩で必ず来校するということを求める必要はないと考えています。

また、実際の引渡しの際には、すぐに学校に来ることができない保護者や、家から学校までの道路状況など、その状況は個々に異なりますので、それぞれの状況を保護者と学校が情報共有しつつ、適宜、適切に対応することが必要と考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）大規模地震の際、徒歩で引取りに来るようと、もし保護者に伝えるためには、どんな確認が行われますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

年度当初の保護者向けの案内で、徒歩での来校を依頼していることが多いです。しかし、その状況によりまして、保護者の引渡しではなく学校での待機が望ましい場合もございます。

それぞれの地域に応じまして、学校と教育委員会が情報共有を行いながら、保護者に対して一斉メール等の手段を用いまして、引渡しを行うか否か、学校周辺の状況、移動手段の必要な情報をその都度お知らせすることになります。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございました。

以上で、2番目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目3、民生委員への名簿提供に対する答弁を求めます。
健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）民生委員への名簿提供についてお答えします。

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた特別職の地方公務員であり、社会福祉の増進のため、地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談・支援活動を行っています。

また、全ての民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねていることから、妊娠中の心配事や子育ての不安などに関する相談や支援なども行っています。

このように幅広い活動を行っている民生委員・児童委員は、その活動の中で個人の私生活に立ち入り、生活上、精神上、身体上の秘密に触れる機会が多いことから、活動上知り得た情報について守秘義務が課されています。

市ではこれまでも避難行動要支援者名簿などの情報提供をしているところですが、今後も各委員が自身の活動を進める上で市の保有する情報が必要となった際は、活用の目的、内容などを確認した上で、各委員に対し、守秘義務の遵守、情報管理の徹底を周知しながら適切に提供していきます。

地域住民の課題が複雑化、多様化する中、民生委員・児童委員が円滑に活動を進めることができるよう、市として今後もサポートしていきます。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）答弁としては満点の返事を頂いたと思っています。

再質問ですが、通告書では高齢者独居情報などと結構ピンポイントで聞かせていただい

たんですけれども、データベースから一定条件で印刷するだけというイメージがありまして、実際のところどうでしょうか、簡単に作れるものでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

提供する名簿についてですが、例えば、民生委員の活動エリアの区割りが、どこどこ1丁目とかどこどこ2丁目というように、分かりやすいというか、まとまっている民生委員に対しては、求められる情報の内容にもよりますが、求められる情報の内容にもよりますが、議員おただしのように名簿の作成は比較的短時間でできると思います。

ただ、民生委員によってはエリアの区割りが複雑な方もいらっしゃいますので、そのような方に対しては、まずは一旦システムから抽出したものを、さらに職員が手作業で、個々の活動エリアに合った内容に加工する必要があります。そのためにも一定の時間や手間をかけることになります。

各民生委員の活動に必要なデータまでお渡しすることは個人情報の点からも不適切なことです。このような事前の作業が必要となってくることをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

簡単に出る地区と、それから簡単には出ない地区があるよということで理解しました。

もう一つ再質問なんですけれども、自治体によって、65歳以上の名簿ですとか70歳以上の名簿、75歳以上の名簿と、準備している名簿が違うということに気づいたんです。橋本市として、どのような名簿が出せますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）今現在で、すぐにといいますか、出せる状況としては、敬老活動事業に要する高齢者の名簿というのがありますので、それにつきましては事前におっしゃっていただければ提供することは可能ですが、先ほども言いましたように、個々の区の割当てというのが違いますので、そこら辺を十分聞いた上で提供していくということになります。

また、新たなリクエスト、例えばほかの要件での提供につきましては、また個々の事情に応じて適切に対応したいというふうに思っています。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

以上で、3番目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目4、ごみ袋の表示を外国人にも分かりやすくに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）ごみ袋の表示を外国人にも分かりやすくについてお答えします。

昨年度から、外国人の方にもごみの分別方法が分かるよう、転入時などに字幕を挿入した説明動画を見ていただいています。また、令和6年度では、振り仮名を記載した指定ごみ袋も作成しました。

その他、複数言語を翻訳するための予算を計上し、収集日日程やごみ袋の翻訳及びやさしい日本語表記に取り組んでいるところです。

本市の指定ごみ袋の名称は、可燃ごみ専用指定袋、リサイクルごみ指定袋、埋立ごみ専用指定袋の3種となっており、リサイクルごみ指定袋はその他プラ製容器包装及びペットボトルを排出する際の袋としています。

可燃ごみ、その他プラ製容器包装、ペット

ボトル、埋立ごみといったごみの分別名称は橋本市一般廃棄物処理基本計画に規定していますが、当該計画を令和6・7年度の2か年をかけ更新を進めているところです。

更新にあたり分別名称の変更も検討しますが、現行のごみの分別名称が市民に定着していることから変更による混乱も危惧されるため、どのような方法が外国人の方に分かりやすいのかを検討してまいります。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。私の思いとそんなに差異なかったと思っています。

ほかの行政も結構苦労されているなということで感じていまして、例えば可燃ごみというのを、燃やすごみ、燃やせるごみ、燃やさないごみと書いてあるものもあります。もう思いがあふれ出しているような感じなんですけども、橋本市においては、その他プラというのがちょっと、その他って要るのかなというふうに感じるんです。ペットボトル、その他というふうな捉え方だと思うんですけども、具体的な提案が何かできないかなと私も調べてはみたんですけども、非常にこの部分についてはあんまり進んでないということを感じました。

例えば、ごみ袋にQRコードを載せて、その先で表示を変えていくということは非常に簡単なことにつながるのかなというふうに感じるんですけども、いろいろと原課も考えをしてくれているというふうに感じました。ありがとうございます。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）順番2、14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）おはようございます。

最近、何か休憩なしで回ってくるケースが多くなりまして。よろしくをお願いします。

今朝畑へ行きましたら、100本ぐらいオクラの苗を植えているんですけど、今年初めてオクラの花が咲きまして、もうそろそろ夏本番かなというふうに思っております。

ということで、これから暑くなりますので、体に留意して、皆さんも頑張って生活していただきたいというふうに思います。

3月議会から6月議会まで、結構何か、個人的には何かこの3か月間長かったかなと思います。その間、市民の方からいろいろな声とか連絡とか頂きまして、特に、地域包括支援センターを利用されている方、本当に親身になってよくしてくれたというふうな連絡を、お二人の方から連絡を頂きました。

それからまた、子育て世代包括支援センターを利用されている方も、本当に親切に対応してくれているので、くれぐれもお礼を言うといってくれと言われましたので、部長、どうかちゃんとスタッフの方に伝えていただきたいと思います。これからもどうかよろしくお願いいたしたいと思います。

そのことを今日は冒頭に言いたくて言いたくてしゃあなかったんですけども、やっと言えましたので、ほっとしました。

そういうことで、議長のお許しを頂きましたので、6月の定例会の質問をさせていただきたいと思います。

質問項目は二つ。

一つ目の質問項目につきましては、市民と行政による協働のまちづくりについてということで、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例が施行されて5年がたちました。

本市の財政状況は厳しく、市民に多くの負

担をかけている状況であり、市として行政改革を一層推進していく必要があります。しかし、一方で、財政が豊かな市においては協働する必要がないというわけではありません。協働のまちづくりが単なる行政の経費削減策であってはならないということを確認した上で、本当に豊かで安心して暮らせる地域づくりのために協働のまちづくりが必要です。

協働のまちづくりについて、お伺いいたします。

一つ目。まちづくりは、その過程においても市民が納得し、共有できるものでなくてはなりません。そのために、これまで以上に市民の意思を尊重し、多くの市民の参加を促しながら、その知恵と力を加えた新しいまちづくりを確立していく必要があります。

橋本市の自治と協働をはぐくむ条例が施行されて5年がたち、市も着実に協働によるまちづくりを推進してこられたと思います。まちづくりの基本理念と基本原則を明らかにした橋本市の協働によるまちづくりは、どのように変わってきたのかをお伺いします。

二つ目、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例における市の具体的な役割についてお伺いします。

二つ目の質問です。

これからの本市の農業振興についてということで、これからの農業振興には、本市の農業が抱える課題を解決し、生産力を向上させることが必要です。地域農業の抱える課題が厳しさを増す中、これからの本市の農業についてお伺いします。

1、農業の担い手の減少が止まらない中、今後の担い手対策についてお伺いいたします。

二つ目、コロナ禍で計画どおり取り組むことができなかった人・農地プラン及び地域計画ですが、これからどのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

以上二点、明快な答弁をお願いいたします。
○議長（森下伸吾君）14番 南出君の質問項目1、市民と行政による協働のまちづくりに対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）市民と行政による協働のまちづくりについてお答えします。

一点目の、橋本市の協働によるまちづくりはどのように変わってきたのかについてですが、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例の施行により、協働のまちづくりの基本的な考え方やルールが明確になり、地域みんなの思いで始まった「ささえ愛高野口」の移動支援や、地域の子どもから高齢者までみんなの親睦と交流の場となる子ども食堂など、まちづくりにつながる活動が各地で活発に行われています。

また、今年度には協働を推進する実践団体、はしもとプラチカが市内で初めて立ち上がり、連続講座「みんなでチャレンジ」を開催し、地域で活躍できる人材育成に取り組むなど、これまでの市主導型の活動から市民主導型の活動へ大きく変化していると考えます。

二点目の、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例における市の具体的な役割についてですが、役割の一つに市民との情報共有があり、広報はしもとや橋本市公式LINEのほか、各課室でも独自に作成したチラシやSNSを活用した情報発信を行っています。

また、平成29年度から職員が各地区に地域担当職員として区長会等に出席し、地域情報の収集と行政情報の提供を行っています。

そのほか、子どもたちが課題を自らの問題として考え、こんな橋本市にしたいと本市に提案する橋本市未来プロジェクトにおいて、城山小学校の6年生から市長に対し、環境問題の解決方法として、大気の浄化に役立つ草

花、サンパチェンス植栽の提案に対し、リユースした植木鉢と生ごみ堆肥を市が準備し、花の苗を植える取組みが実施されています。

このように、大人だけでなく子どもを含む全ての市民がまちづくり及び市政に参画する機会を確保する役割を市は担っています。

今後も「住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心・安全な生活をおくれるまち」をめざし、協働のまちづくりの推進に努めてまいりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

いきなり市主導型から市民主導型へ大きく変化しているという大胆な答弁を頂きましたので、確認させていただきます。

市民と行政が一緒にやる協働の本質というのは、行政主体と市民主体の交わる部分、交わった部分を行政と市民が同じ公共の担い手として課題解決して、それから、一人ひとりが幸せに暮らせる社会を実現すること、そして、それは行政のテリトリー内での協働であるということかなというふうに思うんですけども、いかがですか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）行政のテリトリーという表現がちょっと理解を間違っていたら申し訳ないんですけども、市が行う、市じゃないとできないような業務、それから、市民の皆さんも地域独自で発生している課題、これらを解決するために、行政と市民が手を取り合って解決していくというのが協働だというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）だから、市民ができる、市民単体でできる、また、行政が単体でできる、そういう施策であるとか取組みじゃなくて、一緒になって取り組むことによって市民が幸せに暮らせる、そういう取組み、そこを市民と行政による協働のまちづくりの範囲内というふうな考え方で、しかも、行政がやる仕事、行政が行っている施策の範囲内であくまでも施策であるというのはもう当たり前のことですので、行政が関わらない事業であるとか、そういうことまで行政が手を出す必要もないと思いますし、その中での協働によるまちづくりであるのかなというふうなことかなと思います。

そこで、協働によって自治体運営の在り方が当然変わってきたかなというふうに思います。協働型行政というのか、の転換かなと思うんですけど、5年もたちましたので、もう相当安定してきているのかなと思うんですけど、そうなると当然、市主体型から協働型になりますので、市長の経営方針も変わったでしょうし、職員も仕事の発想や市民との関わり方も大きく変わってくると。

また、細かいところというところ、各部署のレイアウトも変わるというのが当たり前のことかなというふうに思います。そのために組織風土の見直しも必要であったのかなというふうに思います。そういう意味では担当部署が大変苦勞されたのかなというふうに思います。

だから、行政はやはり市民から信託された役割を十分発揮されて、市民がその力を十分に発揮できるように市民や団体を後押しする役割もあるのかなというふうに思います。

はぐくむ条例ができて5年、改めて聞きます。役所自体、どこがどう変わったのか、簡単に述べていただけたところがあるのであれば、説明をお願いします。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）役所自体が変わったところとおっしゃったと思うんですけども、協働を進めるにあたりましては、区・自治会に対するSDGs交付金、これらを交付するようになったり、第2層協議体の中の活躍といいますか活動して下さっている団体からも数多く見受けられるようになりました。

また、組織といたしましては地域振興室を設立いたしましたして、そこを中心に、職員に対する研修ですとか、また、はぐくむ委員会の皆さんからのアンケートを取っていただいた分析ですとか、これらを生かすことで、職員に対してはしっかり協働を周知して、さらに、市民の皆さんにも周知した上で進めてこれているのかなというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）協働ですので、一方だけが得をして一方だけが負担をする関係、それでは駄目かなと、長続きしないのかなというふうに思います。一緒にやる協働の場合は双方が当事者なので、基本となるのは、基本的な考えはウィン・ウィンだと思います。

ウィン・ウィンは、役所にお金がなくて、人手が不足しているので市民に頼むという一方的な動機では、多分、協働は長続きしないというふうに思います。あくまでも低コストでのサービス提供、それから、行政機能のスリム化等々についてと行政の経費削減は、協働の結果として生じる効果であると思います。目的ではありません。

双方に協働のメリットがあるという実利と、協働が明るい未来につながっているという展望ということをつくるのが協働の成功条件かなと私は思うんですけど、部長、どのように考えられますか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）議員ただ今お

っしやったように、ウィン・ウィン、地域の課題解決と役所の進めたい施策、これらの方向性が一致して、地域で活動いただく団体の方などがその地域の改善に自ら努めていただける、こういう状況になるというのが当然望ましいと考えています。

市としては、財政健全化ですとか、いわゆるコストカットという意味でこの協働を進めているわけではなく、必要なところには必要な予算を投じることで、地域の課題解決には、何というんですか、取り組んでいきたいというふうに考えていますので、その点についてはご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

そうしたら、お聞きしたいと思います。行政にとってのウィンって何ですか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）行政にとってのウィンは、地域に存在するといいますか、地域の皆さんが課題として考えていることをしっかり表に出すといいますか、整理する。それに対してしっかり対策が取れる、こういうようなところがウィンだというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）市民が課題と捉える、そういうところもそうやと思いますけれども、やはりこのはぐくむ条例というのは、市民協働というのは、行政から持ちかけた提案、市民に対する提案やと思います。だから、やはり新たな発想とか行政とは違う視点、そういうところから得られるものも大きいのかなというふうに私は思います。

そういう意味で、各所管の協働に対する考え方の共有は、これまで当然されてきているのかなと思います。

そこで、お聞きします。

協働の手法として8通りほどあるのかなというふうに思います。八つ全て述べませんが、例えば補助であるとか後援であるとか実行委員会であるとか事業協力、いろんなところがあるのかなというふうに思いますけども、例えば、実行委員会という形で協働によるまちづくりをするということになるとすれば、やはり事業協力とか協定と間違っただ駄目だと思うんです。

協働の基本姿勢として、相手に過剰な期待をしたり依存することなく事業が進められるように、お互いの役割をよく話をする必要があるのかなと思います。お互いのウィン・ウィンを成功させるためには、やはりこの8通り等の手法を間違わないように選択しなければならぬのかなというふうに思います。

当たり前ですけども、そのとおりにかなと思うんですけど、どうですか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）立場の異なる者同士が、それぞれ共通の問題解決に向けて、対等な立場で協力し合うというのが協働のもともとの考え方であります。ポイントとしては、やはりお互いの信頼関係を構築すること、ここであるというふうに私は思います。

ですので、市が市の意見を一方的に押しつけるですとか、やらされ感を持ってやっていると、こういうような状況があるのかなというふうに私は取ったんですけども、そういうような場合は、地域振興室なんかにも相談窓口がございますので、ご相談いただくと、当然お話もさせていただきます。

それから、基本的なポイントとしては、相互理解、情報の共有、対等な関係、協力の連携、目的の共有、これらをしっかりと綿密に、団体、市がタッグを組んで進めていくことが重要やというのは認識としてございますので、その点ご理解いただきたく思います。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

部長も十分ご理解いただいておりますので安心しておるんですけれども、現状を見てみますと、NPO等の市民活動団体というのは特定の社会的なテーマとかに取り組むために集まった組織かなというふうにも思います。地域だけでは解決が難しい部分を補ってあげている部分もあるのかなというふうにも思います。

それともう一点、現状では市民活動団体の活動というのは、案外、区とか自治会の方々にもあんまり知られていない場合もあるのかなというふうにも思います。あそこの団体、何か寄つとるけど、何しとるんやろなと思われている団体もあるのかなと。

しかしながら、やはり、それは誰かがせなあかんことを、地域の課題を解決したり改善するために献身的な活動を行っていただいていることは言うまでもないことかなというふうにも思います。

私が聞いた情報では、現状、厳しい財政状況で取り組まれている団体が、活動の支援、また、補助金がいきなり減ったよとかというふうになったりと、現状では活動の継続が難しそうな団体も聞きます。だから、環境の変化に伴って不安を感じている団体もひよっとしたら少なくないんじゃないかなというふうにも思います。

そこでご質問なんですけど、やはり、既に協働に取り組んでいる団体に対しては活動を継続、発展させる専門的なサポート、それからこれから協働を行おうかなと思っている団体に対しては、既に取り組んでいる団体等のノウハウを水平展開で図るサポートが必要かなというふうにも思います。それらの相談体制、支援体制はできておられますか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）基本的な窓口は地域振興室になりまして、地域で活動されている団体、今、補助金のお話とかも出たんですけれども、基本的な考え方としては、その団体に対して全て必要なお金を出して市が全部やってもらうというわけではなくて、団体が活動に必要な資金を自主財源として確保できるような体制に、市も協力しながら移していく。なかなかそこが難しく、市としても悩ましいところであるというのが現状、実情ではあります。

しかしながら、やっぱり地域で活動していただいている団体は、全て自主財源というわけでは立ち行かないところもあると思いますので、一定の補助率を持って市が補助をして、サポートしていくというスタンスで動いているということも事実であります。

また、相談に来られた場合というご質問があったと思うんですけれども、一概に、その対応方法というのは団体の状況によっても変わってくると思うんですけれども、団体の事業の内容を聞き取りまして、市民活動サポートセンターですとか担当部署の紹介ですとか、関係団体とのマッチングというのも実施しているところではあります。

以上です。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）部長がおっしゃっていただいたとおり、ぜひこれからも実践していただきたいと思います。そうすることによって、今、頑張っている活動団体、やりがいも出てくると思いますし、また、運営も軌道に乗ってくるのかなというふうにも思います。

先ほど何回もはぐくむ条例の話をして、5年経過したなという話もさせていただいたんですけれども、はぐくむ条例には地域運営組織というところが書かれております。十分な考え方、整理できているのかなというふうには

思うんですけども、私的には市がめざしている地域運営組織の全体像がいまいち見えてきておりません。

市はどのような地域運営組織の設立を考えておられるのか、今どのような状況なのか、その辺、ご説明をお願いします。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）地域運営組織の今の現状というようなおたしだだったかと思うんですけども、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、設立に関しては現在遅れているというのが現状、事実であります。

総務経済委員会でもご報告させていただいたところではありますが、現在、地域運営組織検討懇話会において議論いただいた地域運営組織の設立に関する要件、条件、これらを定めた地域運営組織規則を4月1日より施行しているところであります。

これら地域運営組織の運営ですとか高齢者の暮らしを守る取組みへの支援については、今後、市としてもしっかりと早急に進めて、組織の設立に向けて動きたいと考えておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）もう早期に体制を確立していただいて、スムーズに進めれるようにお願いしたいと思います。

先ほど部長のほうから答弁も、ほとんどというか半分ほど頂いた件なんですけど、改めてちょっと質問させていただきますけども、市民や市民活動団体、これらの方々が地域の運営組織と円滑に連携・協力したりして、安定した運営をできるように、また、活動を進めていけるようにするために、また、ひょっとしたら地域運営組織規模の活動もできる可能性もあるかと思えます。

そのような活動につなげていけるように、

相談体制、先ほどお話ししましたけど、体制整備というのはしっかりとつくっていただいて、対応していただきたいと。

やはり、先ほども申し上げましたように、なかなか、自分たちだけで活動しておりますので、ほかの、外から見たらあまり活動自体が分かっていない、理解されていない、知られていないという場合もありますので、そういう意味で、その団体が意図している目的と、している活動と、地域運営組織とうまいこと連携していけるように、その辺の支援、相談体制をしっかりと行っていただきたいと思えます。いかがですか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）地域運営組織の設立自体は広域で取り組むというようなところもありますので、なかなかやはり団体間での考え方というところを組織の中でしっかりまとめていくというようなところ、難しいと思えます。その点については当然、市もしっかりと組織の中に入って話ししていく必要があるというふうに思えます。

また、テーマごとに運営組織というのをつくっているようなところもございまして、そこら辺の進め方についても、市としてはまた地域と相談しながら、実際、懇話会等を中心に整理していくという動きをしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）せっかく社会の課題を解決するために取り組んでいる団体ですので、継続して活動できるような形のご支援をお願いしたいと思います。

ちょっと話、切り口を変えて質問させていただきたいんですけども、昔のようにはいかな時代になってきました。地域的、社会的な課題が複雑化してきましたし、多様化して

きています。

だから、行政が今まで提供してくれていた一律公平な公共サービス、教育、医療、福祉、もろもろ、公共交通も含めまして、そういう公共サービスや社会全体の人々が生活する上での必要なサービス、市民による地域活動だけでは全ての市民の思いに対応することが難しくなっているのかなというふうに思います。

この部分の対応は、私は個人的に思うんですけど、過剰なサービスではないと思うんです。新たにこの地域の社会の変容によって新たにできた課題、そしてニーズにつながるものかなと思います。部長の考え、どのように思われますか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）一律な公共サービスというのは、いわゆる法ですとか条例に基づいて対応していく、高齢者施策、それから、児童、子どもに対する施策、こういうようなところがあります。ただ、地域における課題というところも当然、一律ではない部分で出ているというのを解決しようというのが今回の取組みになっておるところでもありますので、それを今、何というんですか、市民に情報を提供したり参画してもらおうというふうに努力をしたりというのをやっているところがあります。

です。決して財源を浮かそうとか市の役割を市民にシフトしようとか、そういう意味ではございません。

以上です。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）部長、もう十分それは分かっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

はぐくむ条例に出てもおるんですけども、やっぱり組織を運営していく、継続していく

ということについては、課題も発生してくるかなと思います。

大きな課題の一つは、やっぱり人材育成であるのかなと思います。活動の担い手となる人材、今の主になっていただいているリーダーが、自分が辞めたら次誰がやってくれるのかなと。そういうような人材の悩み、問題もあるのかなと思いますし、また、地域運営組織というものを継続的にしていくためには、基本的には小学校区であるとか、そういう規模の組織になるかなと思います。

そういう意味では、事務局という考え方の運営を担う人材、これもまた必要になってくるのかなと思います。全国的には行政が関わって事務局運営とかをしている自治体または運営組織が多いわけなんですけども、本市としては、どのような人材育成の機会の提供、また、対応策を考えられているのか、お伺いします。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）後継者ですとか実際に協働をやっていただく方をいかに、掘り起こすという表現が正しいかどうかは分からないんですが、掘り起こすかというのは、すごく大きな課題であるというふうには認識しています。

現状、はしもとプラチカという団体が立ち上がったとご答弁でも申し上げたところなんですけど、この団体を中心に今、みんなでチャレンジという講座をやってくださっています、そこには幅広い年齢層の市民、それから市外の方もご参加いただいているようなところが現状です。

これらの方々というのは、市民協働に対して参画する気持ちがあるんだけど、どうやって参画したらいいのかわからないというような方が多いというふうには認識していますので、これらの方々に対しても、何というか、

しっかりサポートして行って、新たな担い手もしくは新たな活動をする方々になっていただきたい。

それから、情報提供なんかも、広報、SNS、LINE等でしっかりやっていくことで、こんな活動をしてきている団体がいるんだよというのを知ってもらって、できるだけその活動に参加してもらいたい。こういうようなところにしっかり取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）先ほど少し述べましたが、行政職員が構成員として関わっている、そういうケースも、だいたい全国的に見ると20%以上あります。また、オブザーバーみたいな形で関わっている、そういう運営組織、それも3割以上。だから、何らかの形で行政職員が関わっているというケースが過半数以上あるということは理解していただきたいというふうに思います。

そこでなんですけども、本来、地域住民によってこの地域運営組織は運営されるのがベストかなというふうには思うんですけども、今お話しさせていただいたように、現実には過半数以上の運営組織が行政職員が関わっているというような状況で、自前で運営するのがなかなか難しいなというふうなところもあるかと思います。

そこでなんですけども、国の集落支援員制度とか地域おこし協力隊員の活用、これらの国の制度活用も必要かなと私は思います。これだけ労働力を確保するのが難しい時代です。そういうふうな国の制度もしっかり活用されて、これから地域運営組織に役立てていくのも一つの方法だと思うんですけども、これらについては、活用、制度、検討されているのか、また、視野に入れられているのか、お伺いします。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）例えば、地域おこし協力隊での活動というのは、もう現状、市でも既に地域おこし協力隊員として、何といるんですか、動いてくださっている方もいてるとというのが現状です。

当然これらの制度も活用した上で地域課題の解決に取り組んでいきたいと。そんな、今現状やっていることも協働の一つだというふうには認識していますので、我々としてはどんどんこれも進めていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）地域おこし協力隊につきましても、やはり橋本市は結構、人数が少ないですね。もっと活用されたいのかと思いますので、また検討のほうをよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

はぐくむ条例の話が続くんですけども、市は市民の自主的な地域づくりにおけるまちづくりを振興するために必要な施策を推進するというふうに条例では書かれております。私が相談されたり経験している市民団体は総体的に、先ほど言いましたような人材の問題、また、財政的な問題で困っているところが多いと思います。

それともういっこ分かっておいていただきたいのは、これらの活動、必ずしも好き嫌いだけでやっとなんじやないと。やはりやらなあかんという使命感、そういうものも持ってやっているということもお分かりいただきたいかなと思います。

橋本市が推進している子ども食堂、それから子どもの居場所づくり、これ私も関わらせてもろうて取り組んでおります。これ僕、子ども食堂をやり始めたきっかけは、市の職員に「南出議員、子ども食堂どうですか」と言われて、「ほな頑張りましょうか」というのがきっかけで始めました。

だから、やりたくてやりたくてということで始めたのではないんです。ああ、やっぱり社会の課題解決のためにやらなあかんのやなということでやり始めたということです。

ところが、先日の市の連絡会でも話があったんですけども、幾つかの子ども食堂では食材だけで毎月1万円ぐらいの赤字です。赤字でない子ども食堂さんもいてはりますけど。ということは、年間十二、三万円赤字なんです。私が関わっているところもだいたい月5,000円から1万円赤字になっています。ほかにも費用はかかります。

だから、橋本市が、冒頭、答弁で言っていた、子ども食堂もしっかり取り組んで市民協働のまちづくりやっていますというふうに答弁いただきましたけども、現場としてはもうぎりぎりのところでやっているというのが現状なんです。だから、外から見たらいいように見えるか分かりませんが、中ではもう大変な、頭を抱えながらやっているとというのが現状かなと思います。

そういう意味でも費用は結構かかるんですけど、かかるんですけど何でこれが2年、3年と続いているのかなという答えは何かといいますと、たまたま頂けている寄附、それがたまたまで2年、3年、4年、5年と続いているというのが現状かなと。いろいろ僕も考えたんですけど、やっぱりたまたまがあって今があるのかなというのが、それが現状なんです。

そういう意味で、やはりそういう状況というのを分かってもらっておいて協働によるまちづくりを推進していくということが大事なんじゃないかなと。

はぐくむ条例でも課題の、現状の把握であるとか相談機会の確保であるとか活動の支援であるとかということをたくさん書いていただいております。ただ、本当に今の現状を分

かって財政的な支援していただける。今回、子ども食堂に関しては、何かいい話も若干聞いております。

そういう意味で、やはり現状の課題、現状をしっかりと把握していただいて、支援であるとか政策に結びつけていただきたいと思いますけども、その点いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）南出委員の質問にお答えします。

子ども食堂については要綱も改正して、少しでも負担をしていこうと思っています。

なぜこのはぐくむ条例をやろうかとしたのかと言いますと、やっぱり各地域の人口構成も違うし、課題もたくさんある。その中で、この条例で地域の人たちと一緒にまちづくりをしていこうというふうに考えてスタートさせています。5年と言いますが、実際動き出したのはこの2年ぐらいなので、コロナで全く活動できなかったというのもあります。

昨日も、あじさいまつりへ行ったときに、もうその維持ができなくなっているというふうなことも団体から聞きましたので、ちょっといっぺん相談させてよという話もさせていただいております。

もし各種団体からそういう費用の支援をしてくれという話があれば、また地域振興室のほうへひとつお声がけをしていただいて、その都度、早期に対応していくという方法を今、進めていきたいというふうに思っていますので、まず、各種団体でも、こういうふうに補助金を増やしてほしいとかこういう事業をしたいというふうな話があるのであれば、ぜひ言っていただければというふうに思います。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）すばらしい市長のご発言を頂きましたので、もうこれ以上何も言うなというような発言かなと思いますけど、本

当に今、市民活動をされているメンバー、団体にとってはほんまにありがたい言葉かなと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいなと思います。

もう一個だけ用意していた質問がありますので、もう一個だけさせてください。

私がこの質問をするにあたって、ちょっと調べた中で言いますと、こういう活動をするために、安定した運営を図るために、例えば国の農山魚村振興交付金であるとか、地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置というような制度もあります。せっかくある制度だと思います。また、デジタル田園都市国家構想交付金、これも私は使えるのかなと思います。

これらの交付金だったり国の制度、今現在使われているんだったらいいんですけども、使われていないのでしたら、ぜひこういうところも活用していただいて、市長がおっしゃってくれた財政的な支援も含めて対応をお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）先ほどおっしゃっていただいたデジタル田園都市国家構想交付金に関しては、現状使わせていただいているところがございます。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。そういうところで、いろんな国の制度もあるかなと思いますので、その点をいろいろ創意工夫していただいて、市民と行政による協働のまちづくり、しっかりした市民が暮らしやすいまちづくりのために、よろしくご尽力をお願いしたいと思います。

一つ目の質問はこれで終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、これからの本市の農業振興に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）これからの本市の農業振興についてお答えします。

一点目の、今後の担い手対策についてですが、本市では農林振興課内に就農支援係を置き、新規就農者育成総合対策事業など国の補助事業を活用しながら、将来の地域農業の担い手となる新規就農者を支援してきました。

支援にあたっては、就農をめざす者への就農相談から青年等就農計画の作成補助、就農後のフォローアップなど、それぞれの就農状況に合ったきめ細かな支援を心がけています。

また、令和4年度には、J A 紀北かわかみ、伊都振興局、管内1市3町で橋本・伊都地域新規就農者育成協議会を立ち上げ、伊都地域での新規就農者の受入をサポートし、また、本市特産の柿を中心に、就農を志す農業研修生には産地受入研修支援金を交付し、支援を行っています。

なお、国の支援対象とならない親元就農者に対しては、県と連携して市独自の補助制度を創設して支援するため、今議会において経営継承支援事業に係る予算を上程しています。

今後も認定農業者や認定新規就農者との情報交換を密にして、地域農業の担い手確保を図ってまいります。

二点目の、今後の地域計画のこれからの取組みについてですが、今回作成が求められている地域計画では、これまでの人・農地プランの内容に加え、高齢などで耕作できなくなった場合、次の耕作者へスムーズに農地を継承できるよう、10年後の農地利用の将来図をまとめた目標地図の作成が求められています。

本市では令和2年度に作成した人・農地プランをベースとし、現在の状況を再度確認した上で、認定新規就農者や認定農業者など今後の担い手となる方も交え、目標地図の作成

を進めていく予定となっています。

具体的には、まず、7月中に農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さまに、現在の人・農地プランの内容について意見交換をお願いしたいと考えています。意見交換の場では、地域農業の現状と課題と地域における農業の将来の在り方を中心に、現状把握と将来についての意見を聞き取り、市において取りまとめたいと考えています。

次に、人・農地プランに記載している農地のほか、プラン作成時の情報を基に、各地域単位で農地の状況を精査します。この際、本人や後継者などが今後も農地として活用していく方針である場合を除いて、必要に応じアンケート調査を行います。その結果を取りまとめた上で12月頃から再度協議の場を設ける予定ですが、その際には、農業委員、農地利用最適化推進委員に加え、中山間地域等直接支払交付金の集落協定の代表者など各地域において農地の現況を把握している方や、10年先の地域農業を支える主役となる認定新規就農者や認定農業者なども加え、協議を行います。

協議内容については、地域農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用目標、農業者及び区域内関係者が目標を達成するために行うべき措置など、地域計画に記載が必須となっている項目を中心に協議を進め、最終的には、今後地域内の農業の担い手が誰になるのかを目標地図に落とし込むことで、今年度中の地域計画完成をめざします。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）二つ目の質問についてはもうちょっと時間を残す予定やったんですけど、短くなって申し訳ございません。

それで、質問は二つにさせていただきたい

と思うんですけども、その中で、私、最近いつも一般質問等でよく言うんですけど、農業所得の向上とかをめざすためには、やっぱり農業基盤整備にしっかり取り組まなアカン、圃場整備をしっかり取り組まなアカンと。各自治体を見ていますと、そういう基盤整備、圃場整備の目標まで立てているところが結構あります。

橋本市は何かそのところが抜けているのかなと思いますので、その辺またご検討をお願いしたいと思います。

そこで、一つ質問させていただきます。

まず、私のこの本市の農業振興の中で、1番か2番目に農業振興について気になるのは、職員の労働時間です。非常に私は農林振興課の職員の労働時間が心配です。やっぱり一線を超えた労働時間になると、効率的、効果的な仕事もできないようになると思います。第一、体が一番です。

やはりこういう、働き方をしっかりと考えて職員に働いてもらうのは管理職の責任やと思います。三浦部長が新しく着任されて、私どえらい期待しています。その点どうか頭の隅にでも置いておいていただいて、農業振興業務をお願いしたいと思いますけど、一言コメントをお願いします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

先ほど壇上でも答えさせていただいたとおり、一言で就農支援といいましても、やっぱりその方の生活に関わる部分ですので、かなりの時間をかけて相談に応じ、そして、その方が一人前の農業者として旅立つというか、1人の農業者になっていただくということを期待して支援をしております。

その中でやはり、職員の労働時間といえますかそういうところも、1件1件丁寧に接す

ることによってかなりの時間を要し、それが各個人の負担になっているということは理解しております。昨日も私出てきておったんですが、それでも休日にもかかわらず職員が出てきたという現実も把握しております。

なので、今後につきましては、当然、業務分担、それから取捨選択ですか、業務の取捨選択というのをしっかり管理しまして、職員がしんどくならないように気をつけたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。よろしく願いたいと思います。現状やはり、農業振興なかなか苦戦していると思います。どうかよろしく願いたいと思います。

また、これから耕作放棄地もひよっとしたら増えてくるかもわかりません。全国的にはもう、いろんな発想の転換で、栽培方法とかも考えて、その地域に応じた栽培もされている地域もあると思います。

愛媛県では、ミカンの産地ですけどアボカドの産地化をめざしています。また、山形県でも、なぜかもうかんきつを植えています。また、今度視察に行こうかなと思うとった鹿児島県では、さかうえという会社なんですけど、農業法人なんですけども、そこでは耕作放棄地がたくさん出てくるので畜産を取り入れています。

例えば橋本市の柿山が耕作放棄地になるんやったら、鶏を放して地鶏の畜産とかをするとか、いろんな今まで考えなかった発想で地域農業を考えていってほしいと思います。

その点、ご答弁をお願いします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

農業者というのは、新規就農者、就農支援

をしている中ではいろんな発想がやっぱり出てきます。今、議員からご提案あった畜産とか、鶏を飼いたいというようなことも出てきますが、本市としましては個人が思っているところというのをできるだけかなえてあげたいというところで就農支援をするんですが、一方で、その方の農業所得が今後見合わないような計画である場合は、やはりこれはこれでしっかりと指摘とか見直すように願いますというところも大事かというふう

に考えております。なので、いろんな発想で農業振興、就農支援することはすごく大事やと思いますので、それは採用しつつ、あとは市のほうでも、例えば高野山麓精進野菜がございまして、そちらのほうにしっかりと加わっていただくことによって、まとめて農作物を売っていくとかという、そういう支援に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

もうちょっと落ち着いてこの農業振興の質問をしたかったんですけど、私の責任で短くなりまして、またいつかの機会にさせていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君の一般質問は終わりました。

この際、11時25分まで休憩いたします。

（午前11時11分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番3、15番 辻本君。

〔15番（辻本 勉君）登壇〕

○15番（辻本 勉君）時間が昼まで35分で、終われるか微妙なところやと思うんですけども、何か終われと言われそうな気するんですけど、できるだけ話はやっていきたいなと思います。

昨日、一般質問するにあたって、いろいろ私、皆さんもそうだと思うんですけども、一般質問、ファイルを全部しています。私、2003年5月から議員させてもらうので、ファイルが11冊ぐらいあったかな。そのかがみをこういうふうにして、何年に自分が何を質問したかということでやっています。

やる時には同じような質問をやっている場合があるので、また見直してやっていますので、それでいきますと、今回の質問のところ、公民館と中心市街地の問題ですけども、これももう何回かやっています。それを見直しながら、ああ、あんまり進んでないなと思いつつ、反省をしております。

最初にやったのが2003年の6月定例会です。このときは既設の保育園の園児の送迎に伴う安全対策ということで、保護者が送迎しているんですけども駐車場がないということで、安全対策を質問させていただいて、これはもうすぐやっていただきました。その当時はこども園なかったので、公設の保育園だったので、各保育園に送迎ができるようにということで、駐車場を確保させていただきました。

2回目が南海・JRの橋本駅のエレベーター、エスカレーターの設置ということであったんですけど、エスカレーターはできませんでしたがエレベーターができて、そこからいろいろやっています。

もうファイルが11冊になっているので、それだけやったのかなと思うんですけども、今回も前にもやりました公民館の問題と橋本駅前のほうのまちづくりについてさせていただきます。

まず、一点目、本市の公民館、中央公民館と地区公民館についてであります。

少子高齢化が急激に進む中で、区・自治会活動が担い手、役員ですけれども、不足とか、ないということで、自治会活動が停滞もしくは後退しようとしています。このことが地域コミュニティの衰退につながっています。これはどの自治体、どの地区においても顕著に現れています。今後大きな問題になるであろうと思われまふ。

さて、このような中で、公民館の果たす役割は今まで以上に大きなものとなると考えまふ。公民館が地域コミュニティの核にならなくてはなりません。そんな中で、しかしながら、本市の公民館には問題点も多々あるかなと思っております。

まずは人員、要員も含め、人員です。

中央公民館の要員が1名減になりました。これは事情はあったんですけども、そして、恋野地区公民館館長も年度当初には欠員で、一番離れたと申しますか、離れた中央公民館の会長が兼務をしておりました。5月に新館長が着任をしておりますが、年度当初から館長が不在というのはちょっと問題があるのではないかなと思います。まして、恋野と中央という離れたところの館長が兼務するというのもちょっといかがなものかなと私は思っています。

以前、合理化もいろいろあるんですけども、以前は公民館には館長補佐として正職の職員がおりました。館長は非常勤と申しますか嘱託職員で、館長補佐が正規の職員でありまして、そこに臨時の職員も配属されていたと思いつつ。

それと、地区公民館主事も現在は館長が兼務をしておるんですけども、7館、橋本市にはあるんですけども、公民館主事がいないところがたくさんあります。いないというか館

長が兼務しているところがたくさんあります。それも大きな問題ではないかなと思っております。

そして、私もよく公民館を利用するんですけども、現在、会計年度任用職員が頑張っているんですけども、よく替わられます。退職されて替わっていきます。この辺についても何か問題があるのではないかなと。

公民館は月曜日が休館ということなので、勤務からいきますと、どうしても日曜日は勤務してくれる。日月と月火ということで、交代で休みを取っていただいておりますけども、日曜日が休めない、土日は休めないとなってくると、どうしても就職しないというか、仕事をそういうところではしたくないという昨今の風潮があるので大変かと思うんですけども、いろんなことがたくさんあるんですけども、公民館活動、大変重要性がありますので、今後どのように考えておられるのか。

特に、地域コミュニティの充実と、公民館の本来の役割であります生涯学習の拠点、社会教育の拠点という観点から考えますと、さらなる充実といいますか、職員配置も含めて必要性があるのではないかなと思っております。

続いて、二点目の橋本駅前。

中心市街地区画整理事業が財政上の関係で中止されまして何年かになるんですけども、駅前の県道から東側がもう早くから休止地域になっておりました。熊谷が撤退した当時から休止地域になっておるんですけども、ここが大きな問題ではないかなと。

橋本駅前の県道から東側のところには旧J Aビルとか旧のスーパーマーケットの跡等がありますし、また、古い民家もあり、空き家も多くあります。それと市有地、これ空き地なんですけども、ところどころに点在しています。

そういう形からいきますと、橋本駅の駅前東側の地域というのは、本当に一つのまちとしてのていをなしていないのかなと。私も地元なので、しょっちゅううろうろするんですけども、本当に寂れたまちになっています。この辺をやはり改善するべきではないのかなと思うんですけども。

私は以前から、橋本市の中心は橋本駅周辺、駅前周辺と市役所周辺のシビックゾーンであると考えておりますので、この中心市街地区画整理事業の中止というのは、大きな財政負担を考えるとやむを得ないと私も思いますが、東側の地域については今のままでいいのかなと、よいとは思っていません。

地域住民の方からも「どうなってるんな」と。「この辺はもうほんまに寂れて、まちと違うで」と言われとるので、この辺が一つの橋本市にとっても大きな問題ではないかなと思っています。

この質問をなぜしたかといいますと、1か月にもならんのですか、2か月ぐらいになるのですか、平木市長が視察にあの周辺を歩いていただいたという話がありまして、地域の方からは「市長来ていただいとるんですけども、この辺どうなるのですか」という質問がたくさんありますので、今回この質問をさせていただきます。

壇上での質問はこれで終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君の質問項目1、本市の公民館に対する答弁を求めます。教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）本市の公民館（中央・地区）についてお答えします。

議員おただしのおり、公民館は地域住民の社会教育を推進する拠点施設として重要な役割を果たしています。また、公民館職員は、

社会教育活動に対する専門的・技術的な助言と指導、地域において関係者が連携した生涯学習、社会教育を推進し、具体的な活動を触発していくコーディネーターとしての役割を果たしており、館長、公民館主事、事務職員が配置されています。

現在、公民館主事を館長が兼務している公民館が3館ありますが、必要な職員配置数として事務職員を配置しているところです。引き続き公民館職員研修を実施し、資質向上に取り組み、公民館主事を全ての公民館に適切に配置できるように努めてまいります。

公民館は子どもから大人までおのこの学びを保障し、橋本市教育大綱の理念「人が学びあい 共に育むまちづくり」の実現に欠かすことができない重要な施設と考えています。

公民館事業（活動）についても、運営委員をはじめとする多くの地域の皆さまのご協力のおかげで各種事業が実施できており、今後も公民館が地域コミュニティの核となるよう努めてまいります。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君、再質問ありますか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ありがとうございます。

答弁いただいたんですけども、ずっと、壇上でも言ったんですけど、昔のやつを見ていたんですけども、答弁いつも変わっていません、ほとんど。同じような、公民館は地域住民の社会教育を推進する拠点施設として重要な役割を果たしていますというのは全然変わっていないんです。

それからいくと、橋本市の公民館活動というのはもう以前から、以前は特に、和歌山県下でも評価をかなりされてきました。そんなのからいくと、もっともっと公民館はようになってえんちゃうかなと僕は思うんですけども、どうもこの社会教育、生涯学習が最

近おろそかになつとるのではないかなと。

生涯学習課は結構、いろんな団体も構えていろいろやっていただいています、ほんまに。子どものことからいろんなことをやって、大人のことまでやっていただいておりますけども、公民館のほうはちょっと弱いといひますか、最近特に感じるところなんです。

そんなんでいきますと、特に、公民館はもう館長は、今、7館あるんですけども、すばらしい館長がおられます。ほんで一生懸命やっていただいとるし、その方の評価はしたいなと思うんですけども、いかんせんこの方々はかなり、全員高齢なんです、この方々。優秀な女性陣、多いですけども。

これは、だから、かなり高齢なので、これ後継者をやっぱり育てていかんと、このメンバーが替わってしまうと、私、公民館はほんまにどないなるんかいなと、ものすごい不安を持つとるんです。

そやから、やっぱり人材育成というのは大事なので、特にこの公民館をやっていかんと、会計年度任用職員ばっかしでやるのがほんまにええんかなという。本来、僕はやっぱり行政が責任を持って、行政マン、正規の行政職員が地域のことを分かっていくという、分からせていく、将来に向けて、市の幹部になっていくためにも、地域のことを若いときにいろいろ学んで、そういう生涯学習、社会教育で関わっていくということは大事やと思うんです。

その辺からいくと、やはり1名ぐらいは地区公民館に若手の職員がおるといふことも大事かなと思うんやけど、その辺、教育委員会、教育総務関係はどない考えとるんかなと。もう今のままでええんかなと思うとるんかどうか、人材育成の部分について。お願いします。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）ありがとうございます

ます。私も、今、議員がおっしゃられたこと
でごもつともなところがたくさんありまして、
地区公民館の職員の貢献と尽力している姿を
見たら、後押ししたいというのはやまやまな
んです。

おっしゃるように、後継者を育成していかな
なければならないというのは当然のことで、
今、いい館長がいてる間に館長の背中を見て、
地域とのつながりというのを、ついていくと
いうんですか、そういう若手の人材がやはり
必要というのは認識してございます。

昨年度から本年度にかけて、主事にな
ってみたいかという、若手職員にも声かけさ
せてもらったんですけども、諸事情ありまし
てテストを受けてもらえなかったんですけど、
そういう後に続く人材は非常に大事ですので、
そういったところを職員研修を実施いたしま
して、つなげていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）公民館主事でも、これ
兼務している公民館が3館ありますというこ
となんですけども、ほんまに全公民館に主事
をきちっと配置していくということは大事な
んよな。そやけど、これ受けてくれへんとい
うのも、それも問題があるんよな。そうでし
ょう。

やっぱり主事になってもらわんと、ただ単
なる公民館でいろんな地域のお手伝いをする
んじゃなしに、ちゃんと社会教育、生涯学習
を学んで、よりよい活動をやってもらう、指
導してもらうということをしていかんと。

特に中央なんか、これ中央公民館というの
はあれでしょう、本来は地区公民館の指導も
ちゃんとせなあかんということになっている
もので、最低でも中央公民館をもっと充実し
ていくというのか、そういうふうにしていか
んと。

中央公民館は現在、主事というのは館長と
館長補佐だけですか。ほかに若い人は持って
ないんですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）今、中央公民館は
館長補佐が兼務している状況でございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）館長補佐はこの4月か
ら替わっておるんですけども、結構、年齢的
にもかなり上になってきてるし、やはり公民
館活動というのは動きも必要だし、若い人を
できたら配置したってほしいなと思うんです、
いろんところで。

特に、地域のこととか子どものこと、大人、
公民館は幅が広いので。昔は公民館というた
らもう大人だけの問題みたいになっとったけ
ども、今はもう子どもから大人、お年寄りま
で地域のみんなが利用していくような公民館
になっておるので、やっぱり動きのできる子
というか、そういう若い職員が僕は必要な
と思うので、その辺なかなか教育委員会だけ
で人を配置というのはしんどいと思うんやけ
ど、市長部局はどない考えとらんかな。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）公民館に対す
る職員の配置、基本的には教育委員会と相談
しながらというところにはなつてこようかと
思うんですが、職員全体のことを鑑みますと、
昨今やはり若手職員でも、国もそうなんです
けれども、転職されるというような方がいら
っしゃったり、本市も採用をしてもなかなか
応募も来てもらえないというようなこともご
ざいます。

ですので、できるだけ若手の職員を今後確
保するためにも採用をしていって、その中で
必要なところに適正に配置していきたいと考
えております。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）辻本議員のご質問にお答えします。

以前、公民館、また、生涯学習の中で、社会教育主事の資格を持った職員を育成していくというようなことで取り組んでおりました。それがここ最近、その育成の部分が出ていない状況があります。

やっぱり社会教育主事を持っていることがいろんな意味で、先ほど指摘いただいたように、指導していく立場になる者となりますので、そういった資格を持った者が職員の中でおこなうながら全体を見ていける、指導していける、そんな体制をつくっていく必要があると思っています。

ですから、単に経験があるというだけではなくて、そういう資格取得も今後もやっぱり必要なと、そう思っておりますので、それをまず一点取り組んでいきたいと思っています。

生涯学習課の中にも資格を持っている者もいます。それと、今回、中央公民館に配置した職員にも社会教育主事の資格を持っている者もいますので、そういったあたりで充実を図っていききたいという思いでの体制づくりをしているということは理解いただけたらと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ありがとうございます。

一つお願いしておきたいのは、もう年度当初から館長が兼務ということについては、こういうことはもう二度とやらないようにお願いしたいと思っています。

これ、言えば、年度当初から兼務された地域の方々というのはやっぱり、ほんまにいい気がしないというか、うちの地域何やねん、どない思うとんねんと、そういう感覚になる

のかなと。急に辞めたわけでもないと思うので、何か月かありゃ、やっぱりちゃんと職員を配置するというにしておいてもらわんと、今後そういうことのないようにはしていただきたいなと思います。

それと、ちょこちょこいろんな公民館へ行きますと、この間までおった子がいてないとか、会計年度任用職員、年度末で終わって、ええ人がおったなと思って、もう変わってたりとか。替わった人が悪いとは言いませんよ、替わってたりするので、なかなか経験の少ない人が増えてきとるんかなと思うんです。

特殊な勤務というか、夜に開けたりしますし、日曜日とか祭日・祝日勤務という特殊な勤務形態にもよるので、その辺に伴うやはり待遇改善というのかをしていったらんと、なかなかいい人材が会計年度任用職員でも来ないというか。

ただ単に本庁のほうへ行って、パソコン打つとってとかいうだけじゃなしに、いろんな仕事をせないかんで、その辺の職員に対する待遇面でいうと、やっぱり考えていってやらんと、人を大事にした中で地域のことをいろいろやってもらう、地域コミュニティの核になってもらうんやから、その辺についてはちょっと優しい気持ちで、もうちょっとどないか、何らかの面で待遇改善を図ってやれる方法はないかなと思うんですけど、その辺はどういうふうにご検討おられますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）待遇と言いますが、公民館には地区館それぞれ独自の催し等ありまして、人のつながりというのもすぐにはできることではありませんので、年数であったり、つながりの職員の偉大さといいますか貴重なところを尊重しているんですけども、可能な限り休暇の取り方であったりローテーション

の取り方というのを、隔たりないように、全体を見据えて回していけるように考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ここのことはそういう形で、できるだけ努力をしていただきたいんですけども、この質問の最後と申しますか、最後に教育長の、市としての生涯学習、社会教育についてのお考えを述べていただいて、それをやはり全職員、公民館職員に理解をしていただいて、頑張ってもらわないかので、教育長、一言お願いします。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）生涯学習推進計画を更新していく時期に来ております。その中で、改めて公民館の在り方、今までプラスこれからどういう公民館のニーズに添えていくかというあたりも、その中でいろんな方々のご意見を頂く中で、ステップアップさせていきたいというふうに思っております。

先ほど議員おただしがありました。社会教育、生涯学習の実践の場であるということがありましたけれども、今はそれプラスアルファの必要性というのが出てきているということも感じております。

そのあたり、公民館運営審議会の方々のご意見も聞かせてもらいつつ、地域にとって公民館がどんな役割を今後果たしていかなければならないか、私たち自身もそのことは考えていきますけれども、現場で実践されている方々、そして、必要とされている方々のご意見も取り入れていきたいと思っております。

そして、教育委員会としては、共に育むまちづくりということで進めておる共育コミュニティの場または学校運営協議会の場にも公民館の職員が参加してもらったり一緒に活動したりというので、学校教育の中にも入っ

てきてくれているというのがございます。

ですから、今後いろんな形で公民館が果たしていく役割というのは、本当に今まで以上のものがあると考えておりますので、今後考えていきます生涯学習推進計画の中には少なくとも反映させていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（森下伸吾君）この際、15番 辻本君の質問項目2、橋本駅前（県道から東側）のまちづくりに対する答弁を保留し、午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

15番 辻本君の質問項目2、橋本駅前（県道から東側）のまちづくりに対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）橋本駅前（県道から東側）のまちづくりについてお答えします。

橋本駅前周辺は老朽家屋や空き家、空き地が増え、都市機能や住環境の低下が顕著となっているため、まちづくりについて国や和歌山県に相談し、また、アドバイスを頂いているところです。

現在、民間事業者や地域の住民の方が活性化やにぎわいづくりについて模索されているところであり、市としても情報共有をしながら協議を進めたいと考えています。

特に、JAビルや旧スーパーエーエ跡のほか、周辺の市有地も含めた県道東側エリアについては、民間活力の活用も踏まえ、事業手法の比較や事業計画実現の見通しを検討するため、現在、委託業務の発注に向けて準備

を進めています。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君、再質問ありますか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ありがとうございます。

壇上でも申し上げたとおり、これを質問するきっかけというのは市長がああ周辺へ行かれていろいろ視察をされたということなので、市長のお考えについては最後にちょっと伺いたいなと思いますので、それまでは担当のほうで。

担当といいましても、ちょっと建設部というのは、これ基本的にいうたら総合政策部ぐらいの仕事かなとは僕は思っとるんです、あの辺のまちづくりは。実際には建設部がかんでくるんやけども。

それでは再質問をしていきたいと思いますが、特に一番気になっているのは、やはりJAのあのビル、何階建てかな、あのビルと旧スーパートーエイのビル、これがあの辺の開発には大きな障害になっているのかなと。

これさききちっとやっていけば、あの辺が大きく変わってくるのかなと思うんですけども、その辺についての考え方というのもやっていきたいなと思うんですけども、中心市街地開発が中止になったときにも話をさせてもらったんですけども、橋本駅前には南海、JRがかんでおりますので、JR、南海、地元、市等がやはり参画して、あの辺のまちづくりをどうしていくんなどということを議論する場を、協議体というか議論する場を設けてほしいという話は当時もさせてもらいました。

それは今のところ進んでないという、できていないということなんですけども、これについては早急をお願いしたいんですけども、その辺はどうですか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）協議体の設置とい

うことですが、現在、橋本駅前をどうにかしたいと考えておられる民間の方が、区長や地域の方等と一緒に話し合いをする場を設ける機会がありまして、そこにも市も参加させていただきました。

今後このような話し合いの場が協議体となることも考えられますので、本市としては、官民連携のまちづくりが実現できるように、活動に協力や支援をしていきたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）地元のそういう不動産屋がいろいろ動いているようなんですが、この辺の協議体をつくっていくとしますと、やはり市が中心的な役割を果たすべきやと僕は思うんです。市が中心になって、JR、南海、地元と一緒に進めていくというか、ほうが地元住民にとってはいいのかなと思うんですけども、これを早急にやっていただきたいなと思います。

それで、特にJAのビル、旧のトーエイ跡地にしてもそうなんですけども、これ早くから僕も何回もお願いしとるんですけども、これを早く解体してもらえたら全然あの辺の雰囲気が変わってくるので、更地になれば観光バスも止めれるのかな、パークアンドライドという観点もあるので、少しはあの辺が変わってくるのかなと思うので、市の持ち物ではないのであれなんですけども、この辺はやはり所有者に対してもっと解体を促していく、そういう考えというのはないんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

まず、JAビルにつきましては、駅前広場、県道に隣接していることから、橋本駅前の重要な位置にあると考えております。ということで、平成31年1月に地域活性化につながる

核となる施設等への活用に関する要望書というのをJ A紀北かわかみに対し提出したところで、J A側も現在も事業計画があるというふうに伺っております。

しかしながら、建物の所有者は民間であることから、解体に関して強制力を持っているというものではございません。今後におきましては、先ほど答弁でもありましたとおり、民間の動き等ございますので、跡地利用の計画などをJ Aと情報共有しながら、解体に向けて検討いただけるようお願いしていきたいというふうに考えております。

もう一つ旧スーパーオーエイの件も出たかと思うんですが、こちらに関しまして、県道、東側エリアの中央部に位置しまして、J Aビル同様に重要な位置にあると考えておりますが、現在、利用状況を見ておりますと、駐車場として既に今も利用されているという状況でございます。すぐの解体は難しいというふうに考えておりますが、こちら情報共有、都度、状況を見て判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）民間といえども、J Aの場合はただの一民間企業では僕はないと思うんです、いろんな面でいきますと。そやから、その辺についてやはりもう少し積極的に解体をお願いするというのは、市として当然の仕事だと思うんです。やっていくべきやと思うんです。

J Aが全くの個人事業主についてというのであれば、それはもうなかなか難しい。何言うてんのかということもあるので。そやけど、J Aというのはまた特殊なものなので、もうちょっと市と協力体制をやっぱり取れるような、私は企業というか、そういうものだと思うんです。そやから、もうちょっと積極的に

促していく。

もう6年、平成30年からでしょう。そやから、それからほんなら何しとんという話になるので。一時いろんな進む話もありましたけども、そやからそれは全く進まないということになっているので、その辺も含めてやっていかんと、一つのネックというか、はあるんよな。

もともと公共下水をやはりつけて、向こうへ、駅から東向いて公共下水をつけるべきやという話を僕前からさせてもろうて、橋本駅にトイレをちゃんとして、エレベーターをつけてトイレをちゃんとしたときに、公共下水を接続してもらいました、西からずっと上げていって。そのときにも駅で止まっているので、中心市街地開発事業があれば、駅下がりへ工業下水と、東側へ、東には東の踏切のところを渡ったところへ公共下水が来ているので、そこまでつないだってよという話も大分させてもろうたんですけど、中心市街地ができへんようになったので、費用対効果から考えて上下水道事業は今のところはしないという話を頂いとるので、そのことも。

やはりその公共下水が通っているということについては、いろんなことをやりやすくなってくると思うので、その辺もうちょっと積極的に考えてやってほしいんです。公共下水なので、あんまりむちゃくちゃ費用対効果を考えるのもあれやと思うんですけども、費用対効果から考えても、駅前のほうは僕は早いこと公共下水もやってやるべきやと思います、今後の東側の開発から考えていくと。

その辺についてはもうちょっと積極的にいろんな面で取り組んでいただきたいと思うので、まずは、先ほど言いました協議体のようなものを早く立ち上げたってほしい。そのことによっていろんな住民の意見も吸い上げられるし、業者も動きやすくなってくるので。

橋本駅前までなので、南海とJRも協力をしてもらわなあかんで、この辺は特に打合せ、市長もJR和歌山支社長のところへ行かれたということなので、南海とかだったら私もそれなりにあれなので、両者も入れて、ちゃんとした会、協議体をつくってください。それはお願いしておきます。何年たってもそのまま何にもなかったということのないようにだけはしてほしいんです。できるだけ早いこと進めていかんとあかんで。

先ほど民間活用ということでもいろいろ言われておったんですけども、民間活用の中で今現在動いているのは地元の不動産屋しかないのかなと思うんですけども、民間活用についてのイメージというか、民間をどのように活用していくんかというそのイメージ的なものというのは持つとるんかな。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）民間活力の活用といたしましても、いろんなパターンやいろんな手法というのがございます。具体的なイメージというのは確立しておりませんが、例えば、民間が建てた建物へ公共施設が入居する方法であるとか、民間事業者の資金やノウハウを活用した公共事業の実施であるとか、それ以外にも地域の機運醸成などのソフト事業においても民間活力の活用が期待される、そういうふうなところでございます。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）基本的には、当局として、あの東側のまちがあのままいいとは思ってないでしょうね。その辺どうなんでしょう。あそこをどないかせなあかんと思うとるんかどうか。

これは、市長の話は最後にしたいので、ちょっと、総合政策の観点からいっぺん聞かせてよ。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）今回、民間の方が主になって申出してくださって、その状況も鑑みながら進めていくべきだとは思っています。市がどういうふうに関わっていくかというところはまた全体として協議していく必要はあると思うんですが、あの東側について、旧トーエイ跡ですとかJAビルの跡がそのままいいとは決して思っておりません。何らかの形で関わっていければなとは思っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）あそこをやると、橋本市のイメージというのは大きく変わると思う、ほんまに。橋本市のもう中心というふうに思っていますので、やはり観光の目玉にもなり得るといえるか、観光案内所もありますし、今度バイクのあれもやっていますし、いろんな面でいきますと、あそこがほんまによくなると、橋本市のイメージというのはもういっぺんにアップすると思うので、その辺も含めて、よう考えてあげてほしいなと思います。

協議体を早くつくってほしいと、あと市長の思いをちょっと、視察に行かれて、国会議員とか連れて歩かれたということなので、大勢で行ってくれとるので、地元としては市長が来てくれたということで歓迎という期待を持っておるので、市長のご意見をちょっと聞かせていただきたいなと思います。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）辻本議員の質問にお答えをします。

私が市街地開発を止めた張本人なので、まさかこういう流れになるとは自分では思っておりませんでした。ただ、いろんな市民の皆さんのご意見や、コロナのときにはJAビルとあの周辺でホテルを建てる計画があったんです。設計図も出来上がっていたんですけども、

結局は運営会社が見つからなかったということで、今もああいう形になっています。

J Aビルについてはまだ民間企業との契約がJ Aとの間にありまして、そこをどういふふうの問題を解決していくかというところもありますので、今後は、J Aともちょっと話はしているんですけども、J Aとしては個人には売らないけど、行政であったり、きちんと会社のところは売ってもいいよという話なので、できるだけJ Aに対しての働きかけをしていきたいというふうに思っています。

国土交通省の都市局長にもお会いして、市街地整備課長も一緒に歩いてもらって、そして、県の都市政策課の課長も来てもらって、ここをどういふ方法で整備することができるかという問題もありますので、市の庁舎の建て替えという問題もあって、シビックゾーンとして一体的な整備を考えていく立地適正化計画というのを立てて、市の庁舎の建て替えであったり、それと駅前を開発をリンクさせて、国の補助金と県の補助金をうまく取れるようにして、やはり財源の確保をしていくということが非常に大きなポイントになってくるかなというふうに思っています。

うちも思い切って財政計画を、本当、今、見直しをさせているんですけども、ただ、施設の老朽化という問題で、環境管理センター、ごみ焼却場の延長問題あるいは建て替え問題というだけでも総額110億円ぐらい要るかなと。

今、伊都消防組合の建て替えという問題も出てきていますし、あやの台北部の第2用地の開発をどうしていくかというところもありますし、ソフト面では給食の無償化に伴う負担をどういふふうにか財源を確保していくかというふうな、一挙にここ15年ぐらいですごい量の投資をしていかなあかん。庁舎も現状では80億円ぐらい要るのかなというふうにも思

っています。

これがこの期間に集中していくので、やはり優先順位を決めながら、そして、財源を確保しながら進めていくというふうに、今、内部で協議しています。

橋本駅前はやっぱ東側だけしか無理かなと。西側についてはあの地形、狭さを考えると、なかなか難しいなと。ただ、あそこ今、先ほどから出ましたJ A、トーエイのビルを買収して、結局はどれだけのものが建つかというのが、まだ私どもも調査できていないんです。

当初いろいろ民間の話聞いたら、15階建てとかという話も来たので、あの土地に15階も建つかいよという話もあって、今、早急に調査をなささいということで、どういうものが本当に建設可能で、どういうものを建てるにあたってはどれだけの用地を買収していかなあかんのかということもやっていく必要もあります。

また、国土交通省とのウェブ会議もありますので、できるだけ国土交通省とか県とか綿密に連携を取ってこの事業を進めていく。これ国に逃げられても駄目ですし、県に逃げられても、やはり財政的なこと、負担を考えますと、少しでも財政的に余裕のある形をしていく必要もあると思います。

無鉄砲にやってしまいますと、また私が就任したときの財政状況に戻ると、とてもじゃないですけど、もう二度と再建は難しいというふうに思いますので、財源をうまく確保しながら、そして優先順位を決めながらやっていきたいというふうに思っています。

今、J Rの支社長ともこの間話しましたし、南海も新しい組織ができて、うちのほうへ来てくれているようですので、国・県、そして市、そして民間事業者、また、J R、南海も入っていただいた形で、そして、地域の皆さ

んの声も聞きながら、新しい駅前のまちづくりをしていきたいというふうに思っています。

ただ、区画整理事業の手法でいくと、全てを再調達価格で調達するとなると相当な費用がかかるので、そこも一定の方法を国とも協議しながら、用地の確保をどうしていくかということを考えて進めていきたいと思えます。

先ほど下水の話を出していただきましたけど、単費でやるんだったらすぐできると思うんですけど、下水道認可区域をもう一回計画変更して入れようと思うと、4年かかります。その間に下水を申請したりしながら、いつの時点で駅前開発に着手できるかというところをやはり計画づけながら、国からどういうものをつくったらお金が入ってくるのかというふうなことも、国の一つのモデル事業みたいな形にできたら、また取れるお金も増えてくるのかなというふうに思っていますので、現状まだ非常に不確定要素が多いです。

あのところにどんなビルが建つんやと言われても、ちょっと残念ながらまだまだ、そこもしっかりと調査した上で計画を進めていきたいと思えます。私も止めた責任もあるので、何とか東側の開発についてはしっかりと取り組んでいきたいと思っていますし、これからも国・県への働きもしっかりとやっていきたいと思えますので、ぜひまた、地元の皆さんの協力もしていただければというふうに思っていますので、辻本議員にも地元なのでぜひ協力をしていただいて、いい方向に進めるようにできればと思っています。

J Aの用地についてはまた組合長とも話をして、先に取得することができる、解体することができるのかとかということも今後J Aと協議をしてまいりたいと思っておりますので、またご協力をお願いしたいと思えます。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ありがとうございます。

市長の思いは分かりましたので、取りあえずは市としてやるべきこと、財政の問題も含めまして、市としてやるべきことはきちっとやっていただいて、それと並行して、先ほど言いました南海、JR、地元と業者との協議体といいますか懇談会といいますか、そういうものを組織をつくって、いろんな人の意見を聞きながら一緒になって進めてもらえたらありがたいかなと、このように思っています。

大変な事業やと思うんですけども、頑張ってください、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）順番4、10番 垣内君。

[10番（垣内憲一君）登壇]

○10番（垣内憲一君）どうも、こんにちは。

それでは、今回2項目、一般質問させていただきます。

まず、一つ目、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の進め方について。

5月の広報はしもとで特集された第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針について、現在、各小学校で保護者説明会・意見交換会が行われています。現段階では決定ではなく、教育委員会としての方針について内容を説明し、保護者から様々な意見が寄せられ、聞いてもらっていますが、今後、市の計画として位置づけられるには、保護者や地域の意見をどこまで反映していくのでしょうか。

少子化が続いている本市の現状やめざす子ども像といった教育委員会の方針は分かりませんが、学校再編について目標年度があまりにもタイト過ぎ、戸惑いや不安に思っている保護者はたくさんいます。ショックを受けている子どももたくさんいると聞いております。

やはり、学校が変わるかもしれないという大きな話は、ゆっくりと時間をかけて話を行うべきではないでしょうか。毎朝、子どもたちの見守りを続けている私にとっては、とても複雑でなりません。今後の進め方について、お伺いします。

二つ目、橋本市発注工事の適正な施工の確保について。

2024年4月19日付読売新聞に掲載された、あやの台北部用地の造成工事に係る記事に基づき、一連の経緯とその後の調査継続の状況、現時点での調査結果、そして、販売土地の評価はどのような状況でしょうか。

そして、これらを踏まえた上で、今後の橋本市発注工事の適切な施工の確保に向けた市の取り組みの姿勢をお伺いします。

なお、この一般質問において、客観性ある読売新聞の記事と自分自身が確認した事実に基づき質問させていただきます。

1、新聞記事によると、「工事用地 樹木の根株混入 橋本市・あやの台北部 40立方メートル撤去」とありますが、もう少し具体的な経緯及び問題点を説明していただきたい。

併せて、盛土管理における技術提案（ICT管理）の方法及びその結果等についても説明してください。

二つ目。新聞記事によると、「市、調査継続 J Vに費用請求へ」とあります。工事の完成期限はこの7月末としているようですが、調査継続の現状と現時点で判明している主な調査結果と、それに対する対策等について説明してください。

3、新聞報道はなされませんでした。事業地周辺、平野地区の川に赤い濁り水が生じ、近隣農家から不安の声が上がっています。これは当該工事における使用材料に起因するものではないのか不明ですが、周辺住民や下流域の農業者等の不安を取り除くために、継続

的な水質調査などが必要であると思いますが、いかがでしょうか。

4、新聞記事によると、市は共同企業体（JV）に対し「適正に整備するよう強く求めている」ということですが、工事完成後の販売土地に対する信頼性及び共同企業体（JV）に対する瑕疵担保をどのように考えていますでしょうか。

5、今回の造成工事における新聞報道の内容は非常に残念でなりません。進出を予定している企業のみならず、橋本市発注工事の信頼性を大きく損なう可能性のある事案だと考えております。

新聞記事によると、「一部区画の15万立方メートルの盛土を掘り起こして調査」とあります。私は、このような事態になったことは共同企業体（JV）が適正な施工管理を怠ったことが原因であると考えております。

いずれにせよ、今回の造成工事は、今後、将来にわたる橋本市発注工事の信頼性、信憑性に関わる大きな問題であり、このようなことが再び起きないように、施工した共同企業体（JV）に対し今後どのような処分等を行うのか、市の姿勢をお伺いします。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君の質問項目1、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の進め方に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の進め方についてお答えします。

第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の策定により、学校再編の対象校には、令和6年5月25日から境原小学校、清水小学校、恋野小学校、学文路小学校、隅田小学校、城山小学校の6校への保護者説明

会・意見交換会を順次開催しています。

意見交換会では、学校再編において、途中で学校が変わることに対する戸惑いや不安、子どもにかかる負担への心配、スクールバスなどの通学手段、校区の選定やきょうだいに及ぼす影響、望ましい学校規模、災害対応、タイトな目標年度や統合先の学校の場所についてなど、保護者から様々なご意見やご質問等を頂いているところです。

議員おただしの、保護者や地域の意見をどこまで反映していくかにつきましては、頂いたご意見等を取りまとめ、教育委員会として取り入れるべきご意見は教育委員会定例会に諮り、議論していく予定です。

また、学校が変わるかもしれないという大きな話はゆっくりと時間をかけて話し合いを行うべきとおただしについては、今回、災害対応を含めていますので、第2期基本方針のよりよい学習環境と併せて、関係者の皆さまと協議していきたいと考えています。

今後の進め方については、学校再編の対象校8校の保護者説明会が一巡した後、意見交換会で頂いたご意見や持ち帰らせていただいた案件、これから地域説明会や関係者との意見交換会等で頂くご意見等も踏まえまして、具体的な方向性をお示しし、(仮称)橋本市の新しい学校づくり推進計画に取り入れることができるかを検討してまいります。

○議長(森下伸吾君)10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番(垣内憲一君)部長、どうもありがとうございます。

先日より、教育委員会が小学校の保護者へ実施した第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置の基本方針の説明会・意見交換会を、私、議員の立場で傍聴させていただきました。

開催した教育委員会として、率直な感想を

お聞かせいただきたいと思います。

○議長(森下伸吾君)教育部長。

○教育部長(岡 一行君)お答えいたします。

第2期基本方針の内容について説明させていただいた中で、やはり学校再編のところが議論の焦点になりました。

子どもの数が減ってきている状況から、将来的な学校再編には一定のご理解を頂けそうな感触はありますが、説明会で意見交換をさせてもらった保護者は、今、子どもが通っている学校環境が一番と思っている方も多く、1回目の説明会・意見交換会では基本方針の内容や教育委員会の意図をお伝えすることは正直難しかったかなと感じております。

○議長(森下伸吾君)10番 垣内君。

○10番(垣内憲一君)ありがとうございます。

意見交換会で厳しい意見があったことは、私も傍聴させていただいて、よく覚えております。特に、最初の境原小学校の保護者説明会においては、学校再編のところは私と同じ思いの保護者がたくさんいたということを感じております。

次の質問ですが、境原小学校は地域の拠点として子どもたちを見守ってきました。地域の伝統文化、地域コミュニティがあり、どう考えても、目標年度が令和9年度というのはもうあと3年しかなく、あまりにもタイト過ぎると考えております。

児童数が極端に減っているならば理解できるんですけども、境原小学校の児童数は増えています。せめて在学中の児童は境原小学校で卒業させてくれへんかなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長(森下伸吾君)教育部長。

○教育部長(岡 一行君)お答えいたします。

確かに境原小学校区の児童数は、当面は増加する傾向にあることは確かです。それぞれの学校には歴史、文化、地域性による特色が

築き上げられており、境原小学校にも独自の校風があり、教育委員会としてもそこはうれしく思っております。

今回の再編統合は、学校教育でめざす子ども像の実現に向けて新しい学校づくりの推進を図りたいものでございまして、その方策の一つに学校規模の基本的な考え方を設け、学校の安全や地域コミュニティの関わりも重視していく必要があると考えています。

境原小学校については児童を災害のリスクから少しでも回避したいと考えており、学校再編の最短目標値を設定させていただいております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

地域コミュニティの関わりも重視していくというなら、本当によく考えていただきたいと思います。

先日の運動会も幼稚園と合同で開催し、保護者だけでなく学童の先生や地域の方も一緒になって、みんなで子どもたちを応援したと聞いております。この地域の活力というか熱気、冷めることのないようにと思うんですが、説明会にもあった災害リスクについてお伺いします。

ハード対策をして学校再編を先延ばしすることはできませんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

ハード対策には予算の確保、それから設計から工事施工、完了までと、やはり2年から3年の期間を要します。北側斜面につきましては校舎が直接、土砂災害警戒特別区域に入っていないことや地盤は安定しているということもあるんですけども、大規模地震の可能性をゼロにすることは難しいと考えています。

保護者との意見交換会におきましても皆さ

まからご意見を頂きましたが、工期的なこともあり、今回ハード対策を施すことは考えてございません。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）分かりました。

確かに災害というのは、いつ、どこで、どんな規模で起こるか分かりませんが、橋本市は令和2年度にハザードマップを作成し、令和3年5月に広報紙と併せて全戸配布をしています。

境原小学校は3年前に土砂災害特別警戒区域に指定され、危険であると分かっていたにもかかわらず、逆に言うたら、なぜハード対策をしなかったのか、教えてください。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

ハード対策をしてこなかった理由としましては、ソフト対策を講じてきたことによります。令和3年度の文部科学省からの通知に基づき、土砂災害警戒区域、浸水想定区域に立地する学校につきまして、避難確保計画を策定しました。災害が発生する可能性があるエリアを避難箇所から外し、避難経路を明確にし、対策を取っています。

避難訓練などで避難経路の確認をしたり、台風など気象警報発令時は施設の使用の制限や臨時休校などを行うなどソフト対策を継続してきました。また、児童には学校から該当するエリアに近づくことのないように指導も頂いており、ソフト対策を講じてきた次第でございまして。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

ソフト対策を講じたということは分かりませんが、だからといって安全と安心というか、それはどうかなというのは思うところなんですけども、次にまた、そうしたら1個飛ばして、災害リスクを理由にされるとして、我々

も難しいところがありますが、次、子どもに関する質問です。

学校はいろんな特性を持った子どもが通っています。先生方もいろいろと配慮していただいているのですが、支援の必要な子どもがせっかく学校になれ親しんだというとき学校が変わるとなれば、子どもへの負担は大き過ぎませんか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） 子どもの負担は必ずございます。全ての子どもの環境変化へのサポートは必要と考えておりますが、特に特別支援学級在籍の児童にとりましては、環境の変化は大きなストレスの原因になると考えます。

児童の特性に適した教育環境や教育方法を教育委員会内部において検討し、その引継ぎを学校に行うとともに、担当する教職員のフォローも教育委員会と教育相談センターで行っていきたくと考えています。

また、子どもには新しい環境になれるための時間が必要で、統合前には事前に下見をしたり交流・体験をしたりすることも必要と考えております。学校間で調整し、実施できるように進めたいと考えます。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君） ありがとうございます。それはもう、嫌なことなんですけども、このまま再編が進められるというなら、そこは重点的にお願いします。

次はもう地域に関する質問です。

境原小学校は太鼓クラブなど伝統文化、地域コミュニティがあります。小学校がなくなれば、みんなが集まれる場所、地域活動拠点がなくなってしまいます。これまでの郷土愛が寂れないか心配です。これについてはどう思いますか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） お答えいたします。

それぞれの学校や地域には特色があります。地域の皆さんによりまして学校が支えられているということは十分に理解してございます。今回は子どもの学習環境を少しでもよりよくなりたい、災害のリスクを抑えたいという方針によるものなので、ご理解を頂きたいところです。

子どもの見守りや学童保育にお世話いただいているところは今後も継承していきたいので、郷土愛が失われないように、地域の皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君） ありがとうございます。

さっきと同じですが、みんな今まで、境原だけではなく地域の小学校は地元の皆さんが学校も子どもも大事に見守ってきたということになります。そこは本当に分かっていたきたいというのは私の気持ちでございます。

それではもう最後の質問なんですけども、保護者に学校編成の理解を求めるなら、意見交換会で出された意見や要望などに市も寄り添う姿勢を見せるべきではないでしょうか。紀ノ光台を含めて、学校の選択についてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） お答えいたします。

学校区の選択につきましては様々な意見が保護者との意見交換会で寄せられています。紀ノ光台を含めまして、教育委員会事務局定例会などで可能な限り柔軟に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君） ありがとうございます。

本当にじっくり皆さんの意見を聞いて進め

ていただきたいと思いますと思うんですけど、地元の境原小学校に今年入学した1年生は、統合の説明もなく入学されました。知っていたら、ほかの学校の選択も相談に行けたと思います。

支援の必要な生徒なんかは特に先生との信頼関係が大切だと思います。先生、学校環境が変われば、今のような笑顔で学校生活ができるのか心配です。紀見地区区長会でも、「小学校が近くにあるから、子どもを学校に行かせるのも安心やから新築を建てた。学校が近くになかったら建てなかった」という意見も出ていました。

境原小学校は太鼓クラブで全国大会に出場したり、卒業生が指導に来たり、ほかの学校にないコミュニティができています。3年前に土砂災害特別警戒区域に指定されていながら、ハード面で何も対策されずに、それを理由に統合っておかしくないですか。

目で見て寸法を測っただけの調査で災害地域にされ、納得できません。橋本市として境原小学校危険区域のボーリング調査を要望します。

学校は地域の拠点であり、まちづくりには重要な公共施設です。一旦つくった学校ですから、時間をかけ、保護者、地域の皆さんの意見を聞き、尊重し、考えていただきたい。

僕は毎朝元気にあいさつしてくれるあの子どもたちが、不安で笑顔がなくなるのが嫌です。

以上です。一つ目の質問は終わりです。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、橋本市発注工事の適正な施工の確保に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）橋本市発注工事の適正な施工の確保についてお答えします。

一点目の根株混入についてですが、令和4年12月に事業区域内で市の発注者支援業務の現場技術員が、盛土材に根株が混入されているのを確認しました。造成工事の仕様書では盛土への異物を認めていないため、すぐに受注者と下請業者2社へ経緯を確認しました。

聞き取りによると、大型重機での施工時、重機オペレーターの死角となったことが原因であり、誤って根株が混入してしまったことは施工管理の不備であることを受注者が認めました。

これを受け、同様の状況で施工していた箇所を調査し、市職員や現場技術員が確認し、根株を除去しました。そのときの協議で、インフラ整備の中で根株が確認されたときは、受注者の責任において対応することを条件に、一旦調査を終了しました。

しかし、令和5年6月にインフラ整備等において盛土部を掘削したところ、再び根株の混入が確認されたことから、全ての盛土箇所を対象に、現在、調査を進めています。

次に、受注者から技術提案のあった盛土管理は、人工衛星を利用し、ICT建機により転圧箇所や回数などを確認し、締固め度を管理する方法となりますが、受注者自ら提案したにもかかわらず、受注者の不手際により、その盛土管理を証明する資料が不十分でした。そのため事後的に盛土の品質を確認する必要が生じ、現在、有識者の意見を伺いながら調査及び再施工を行い、品質を確保しております。

なお、技術提案の不履行については、既に工事請負金額を減額しております。

二点目の、調査の状況や現時点での調査結果及び対策等についてですが、根株の調査については6月末完了をめどに進めております。5月20日時点の集計は、調査土量約27万4,000立方メートルに対し根株混入量約60立方メー

トルで、混入率は0.022%となっています。根株はまとまって混入している状況ではなく、点在しているとの報告を受けています。

なお、出てきた根株は撤去・処分し、この調査等に要する費用は全て受注者が負担しています。

三点目の、事業地周辺での赤い濁り水についてお答えします。

あやの台北部の造成盛土内には地下水を排出するための暗渠管を設置していますが、その排出先付近において赤い濁り水が確認されています。これは一般的に赤水やかなけ水と呼ばれるものであり、造成地の暗渠管の排水先や地下水の湧出先である水路や水田で見られる現象として知られています。

赤水は、土壌に含まれている鉄分が鉄バクテリアによる酸化作用によって生成され、沈殿することで発生します。本事業地を開発するにあたり、平成28年度から平成29年度にかけて実施した土質調査業務においても赤水が確認されています。

また、本事業地周辺では、住宅地として造成されたあやの台の橋本東インターチェンジ付近や紀ノ光台の暗渠管からも同様に赤水が確認されています。

これらの状況を踏まえると、本事業地周辺は赤水が発生しやすい環境下であると考えられます。

赤水はその特有の色等から敬遠されがちですが、赤水や鉄バクテリアは無害であるとされています。しかしながら、周辺住民や下流域の農業従事者等から不安の声が上がっているとのことですので、赤水が発生している付近の水質を継続的に調査し、住民の不安を少しでも払拭できるよう努めていきたいと考えています。

四点目の、工事完成後の販売土地の信頼性及び共同企業体（JV）に対する瑕疵担保に

ついてですが、前述のとおり諸問題があったものの、根株は撤去し、盛土品質も有識者の意見を頂きながら基準を満足した上で、誘致企業に対して安全・安心な土地を提供するよう事業を進めています。

万が一、施工に起因する瑕疵を確認したときは、建設工事請負契約書に基づき受注者に指示し、是正させることで対応します。

五点目の、造成工事に関しての処分等に係る市の姿勢についてお答えします。

今回、盛土部において根株混入や品質管理の不備など適切さを欠いた状況を受け、受注者には都度改善を促し、是正措置を講じていただいておりますが、是正が広範多岐にわたっていることは市として懸念しており、今後、法令等に照らした上で、橋本市建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準に基づき、適正に対処していく所存です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）どうもありがとうございます。

ちょっと時間が迫っていますので、まずお伺いしますが、根株は産業廃棄物でしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）一般的なお話になりますが、工作物の新築・改築または除去に伴って生じた根株については、産業廃棄物に該当します。

ただ、本工事においては、チップ化して法面保護材として採用しておるという状況です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。私は今まで市から産業廃棄物ではないというような説明を受けていたので、質問しました。私の認識が間違っていなかったことが分かりましたので、よかったです。

次に、盛土部分を掘り起こしたときに出てきた根株は、大きいものでどれぐらいほどの寸法がございましたか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

確認した根株については、小さなものが大部分なんですけど、大きいもので50センチ程度、中には、少量ですが1メートル程度のものも確認されておるといふふうに聞いております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番(垣内憲一君)ありがとうございます。

確認した根株に、少量であるということですけども、1メートルほどの根株が確認されたということは、これぐらいほどの根株なんていうものが出ていたということなんですけども、ちなみに、盛土管理における、巻き出し転圧の使用については、1層当たり、埋める土はだいたい何センチかというのと、また、転圧されると思うんですけど、その転圧回数を教えていただけますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

盛土を施工する前に試験盛土を行いまして、1層当たりの厚さと転圧回数というのは決定しております。その結果、1層当たりの厚さは30センチで施工し、転圧回数は土質によって異なるんですけど、2から6回というふうにしております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番(垣内憲一君)ありがとうございます。

1層当たりの転圧が30センチということですが、しかもこれ、同じところを2回から6回走るんですけど、30センチのところから50センチから1メートルの根株が埋まるといふことが、

普通、ちょっと分からへんのやけど、気づかんものなのかな。

技術職の部長である建設部長と、すみません、下水道部長、突然で申し訳ないんですけど、端的に、それってあり得ることなんですか。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）我々が通常行うまちの中の工事では、比較的小さな重機にて施工するので、おただしのような根株が入っていると気がつくと思います。

ただ、今回みたいに大規模造成でしたら、ちょっと想像し難いような大型重機を使用していますので、気がつきにくいということも考えられますけども、仕上がり圧30センチメートルに対して50センチメートルを超える根株が、埋まってしもうて分からんということは考えにくいと思います。一部、請負業者の施工管理に不備があったように思われます。

ただし、この施工管理は盛土の締固め度90%という目的を確保するためのものでありますので、この盛土の品質については、有識者の意見を頂いて、必要に応じて再施工もさせていますので、その品質をきちんと満足した盛土になっているというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）ただ今、上下水道部長がお答えしましたが、品質については満足したものを提供できるものと考えておりますが、上下水道部長が今申したとおり、一部、請負業者においては施工管理の不備があったものと思われます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）どうもありがとうございます。

そこら辺は僕も専門家じゃないので分から

んのですけど、30センチしか埋めたらあかんとところに、50センチの根株やったとしたかって20センチ出とるし、1メートルの根株としたかって70センチ出とるわけなので、それを2回から6回踏む、ちょっと理解できません、私には。すみません。

それでは、ICT建機による締固めでの管理に不手際があったそうですが、その不手際があった際の時期、いつ頃ですか。

また、その不手際に対し、市が報告を受けたのはいつ頃でしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

ICT建機を使用しての作業につきましては、令和3年11月に開始したものと確認しております。市には令和5年9月に受注者から管理データがほとんどないと報告を受け、その際、確認したところ、令和4年5月以降の盛土管理データがないということが判明しました。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）造成工事で一番大切なことの一つとして盛土管理があると、私ちょっと聞いたんですけども、そのデータが令和4年5月以降不十分であったにもかかわらず、市に報告したのがその時点から1年4か月後の令和5年9月ということになります。それでいいのかな。それで私の認識で合ってますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

状況としてはそのとおりでございます。ただし、竣工後書類の提出が遅れていたわけではなくて、盛土工事についてはあくまで本体工事の一部の工程でして、盛土が完成したの

は令和5年5月ですが、そのほかにもその後、宅地内での2次防災工事等がございまして、全体の工期は、当時で言いますと令和6年3月、今年の3月を予定しておりました。

通常の工事では、一般的にデータ等の提出は工事竣工検査前に提出されることが多いんですが、本来の報告時期、だから、令和6年に入ってからのデータの提出予定ということやったんですが、今回の工事は造成区域の面積が大変大きいということがございましたので、提出資料も多かったということもございまして、市としても資料を確認するのに時間を要するのではないかとということで、竣工前ではなく早い段階で資料の提出を求めたところ、令和5年9月にデータがないとの報告を受けたと、そういうような経緯となっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ますます何かちんぷんかんぷんになってきたんだけど、一般的なデータの提出は工事の完了前に提出するというのを僕も聞かせてもらったことがあるんですけど、今回の工事はちょっと広いから、ちょっと早めに出してくれへんかと言うて、それで工事の完成予定が今年3月でしたよね。

役所が早めの提出をJVにしたから昨年9月にデータがないというのが分かったものの、これもし指示していなかったら、その書類とかがないというのを黙っとくつもりやったのかなというのが、ちょっと私分かりませんけども。

盛土を証明する資料が不十分というのを、私も実際あやの台北部の工業団地の説明会に行って聞かせていただいたんですけど、ないということやったので、どないしてできたときにこういう形でつくりましたと証明ができるのかというのをちょっと不思議に思うんや

けども、こんなんであり得るのかなど。橋本市の業者はそんなことしないと思っているんですけど。

次に、共同企業体（JV）自ら技術提案をしておきながら、それを一部しか履行しなかったことは契約違反になりませんか。請負金額を増額することが本当に適当なのかどうか。

今回の造成工事の落札者は総合評価方式で決定したと聞いています。インターネットで検索しますと、「総合評価方式において決定された落札者が自己の都合により技術提案の履行を確保できなかったときの処置については、あらかじめ契約上取り決めておきます」と書いてありましたが、本市はどのように決めていましたか、端的にお願いします。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）お答えします。

取決めとしましては、「受注者の責で採用された技術提案のとおり施工がなされなかった場合は、工事評定の減点対象とし、さらに、工事のやり直しを命じ、または、契約金額の減額もしくは損害賠償請求を行う場合がある」としています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。分かりました。後日、私も勉強を兼ねて、その契約文を見せていただきたいと思います。

次の質問なんですけども、根株はまとまって混入している状況ではなく、点在しているとのことですが、ちなみに、根株混入率が0.022%であったことに対する盛土の品質は、有識者はどのように評価してくれていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

根株の混入率及び、点在している状況でその根株が全て腐食して空洞となった場合の盛土の品質及び宅盤の沈下の影響について、有識者に確認したところ、「盛土の品質管理基準である締固め度90%に対する影響は、計算によると締固め度が0.01%低下する。0.01%については、基準に対して誤差の範囲で、低下量として無視し得る値と考えてよい。締固め度はほとんど変化しない」との見解を得ております。

次に、宅盤の沈下については、根株の混入率0.022%を考慮すると、例えばですが、10メートルの盛土に置き換えると沈下量は2.2ミリメートルとなり、影響があるような値ではないとの見解を、これも有識者のほうから得ておる状況です。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）分かりました。ありがとうございます。私は根株が混入することで盛土にも影響を与えていると思っていましたが、今の説明からすると、根株の混入率が0.022%程度とあるとした場合、盛土に影響があるようなものではないということが分かりました。根株の混入に対する認識を改めたいと思います。

出てきた根株は撤去・処分等を行ったようですが、産業廃棄物として取り扱いましたでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

出てきた根株に関しましては、産業廃棄物として処分いたしました。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

それでは、次、3番の質問に再質問させて

いただくんですけど、市民の皆さんから平野地区の排水口が赤くなっているのと連絡を頂き、私も現地のほうへ出向いて確認させてもらうところ、水の出口がちょっと赤くなっていました。造成区域の現場視察に行った際に、二つある調整池の排水も赤くなっていたので、ちょっと気になったので質問させていただきました。

継続的に調査していただいたら安心すると思うんですけども、どれぐらいの時期、どれぐらいの頻度で調査していただけますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

赤水による影響について、地域住民の方々の不安を取り除くため実施いたしますが、調査頻度について、和歌山県環境影響評価技術マニュアルによりますと、人の健康の保護に関する項目については年2回としていることから、まずは今年度2回実施することといたします。

調査期間につきましては、その結果を見た中で、専門家や地域の住民の方々と相談し、決定したいと、そう考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

市民の不安を取り除くためにも、調査結果を企業誘致室のホームページ等に公開していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

調査結果につきましては、住民の方も心配ということで、企業誘致室のホームページに公表することといたします。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

そうしたら、共同企業体（JV）に対する瑕疵の部分ですが、誘致企業が工場を建設した後、工事の瑕疵の部分が発覚した場合、損害賠償を請求することになると思うんですが、どのような契約、覚書を交わす予定になっていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

受注者の施工上の瑕疵が原因で起こった不具合に対する損害賠償については、建設工事請負契約書に定めるとおりとなります。また、受注者には、工事建設時に影響が出た場合などを含めて、今後近いうちに誓約書を提出させるよう、顧問弁護士とも協議し、調整しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

造成工事の影響で万が一損害が発生した場合、補償等について市民が肩代わりするようなことのないようにだけお願いします。

結果的に誘致企業に対し安全で安心な用地を提供できるまで回復できたことは、大変評価できると思います。これからも誘致活動に頑張っていただきたいと思います。

今年の4月19日、読売新聞の報道があり、あやの台北造成工事の状況が明らかになったことを受けて、今回、一般質問をさせていただきました。

私はさきの3月議会において、工事請負契約の変更に対する議案に反対しました。適正さを欠いていると思われる工事の変更契約について賛成することはできませんでした。

今回の質問において、どのような工事が行われているのか、その一端が市民の皆さんに

も十分見えてきたと思います。また、このような状況であることを市は2022年12月にもう分かっていたにもかかわらず、議会に一切の報告もなかったことが、もう私にしたらとても残念でございます。

少し質問しますが、今回の造成工事ですが、総合評価方式により落札者を決定したということですが、そのための会議はしましたか。

○議長（森下伸吾君） 副市長。

○副市長（小原秀紀君） このたびは総合評価方式ですので、技術提案を受けております。この提案の評価が適正であるかにつきましては、和歌山県総合評価審査委員会に諮り、その結果を得て、最高評価値入札者を落札予定者に決定しております。

落札予定者には、その後、市で入札参加資格審査資料の提出を求めまして、参加資料の有無について書面による審査を行い、有資格者と確認し、決定をしております。

○議長（森下伸吾君） 10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君） 副市長、ありがとうございます。和歌山県総合評価審査委員会に諮り、決定したことが分かりました。ありがとうございます。

最後の質問になるんですけども、読売新聞に報道されて明るみになった根株混入のことや、この一般質問の盛土管理の不備とも思えることを、落札者を決定した会議に振り返ってみてはいかがでしょう。先ほどの和歌山県総合評価審査委員会に振り返るとか、そんなんはできませんでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 副市長。

○副市長（小原秀紀君） 県のそういう審査会は所管が違いますので、市の内部におきまして、建設工事等の適切な履行を確保するために橋本市入札参加業者選定委員会というのがございますので、そちらのほうで基準に照らし合わせて、必要であれば検証等を行いたい

と思っております。

○議長（森下伸吾君） 10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君） ありがとうございます。

私は本来、和歌山県総合評価審査委員会に振り返すことで審査を改善することもできるのかなと思っていましたけども、そこは残念でございます。

私はこの質問において、壇上でも申しましたが、今後の橋本市発注工事の信頼性、信憑性に関わる問題であり、今後このようなことが発生しないように、信義誠実の下、公共事業等が行われることが橋本市民の利益につながると考えております。

請負業者に対する指導のみならず、請負業者の選択基準や入札の仕組みなど、改善する余地があると思います。今後とも橋本市の将来を見据えた建設行政に期待したいと思います。

そして、私自身も今回、議員としての職務、職責は、橋本市の発展、橋本市民の不安、不信、不満を少しでも解消して、少しでも笑顔あふれる元気なまちをつくるのも、これらも私の仕事と考えております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（森下伸吾君） 10番 垣内君の一般質問は終わりました。

この際、2時30分まで休憩いたします。

（午後2時16分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（森下伸吾君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番5、11番 岡本君。

〔11番（岡本安弘君）登壇〕

○11番（岡本安弘君） 皆さま、こんにちは。

新政会、岡本安弘でございます。また少し

のお付き合いのほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回は2項目でございます。

まず、1項目め。G I G Aスクール構想とは、子ども1人1台のパソコンやタブレットの端末と高速大容量の通信ネットワークなどの学校ICT環境を整備、活用することで、多様な子どもたち一人ひとりにとって最適な学びと協働的な学びを共に実現して、教育の質を高めようとする構想のことで、文部科学省が2019年度に打ち出し、21年度に本格的にスタートが切られました。

子どもに応じたソフトウェアやアプリをパソコンやタブレットの端末を活用して配信し、習得がゆっくりな子どもできる子ども、いろんな生徒に対応した授業が実現できます。

これまででは手を挙げた子だけが発表し、いい意見だけでも手を挙げない子はそのままであったものが、全ての子どもの意見が大型掲示装置に投影され、友達の意見と自分の意見を交流することで、さらに新しい意見が生まれたりします。

自分の興味・関心を高めるような問題解決学習がどんどんできるようになることで、子どもたちの学習意欲も高まりますし、ふだんの学習の吸収力も違います。日本全国から見ると、学力が向上した、子どもたちの学びが深まったという事例はたくさんあるようです。

そこで重要なのがソフトウェアやアプリ、また、そのコンテンツだと考えます。ソフトウェアの選定の際には、子どもたちにどのような力を身につけさせたいのか、そのために先生方はどのような教育を実施すべきかを事前によく検討しなくてはなりません。その上で、必要な機能や使い勝手が利用想定と合っ

ているソフトウェアを選定する必要があります。子どもたちの習熟度合いによっては、高性能なソフトウェアがかえって使いにくい場合もあります。

本市での学習教材などのソフトウェアやアプリについて、どのように選択され、その選択基準はどうしているか、お伺ひいたします。

2項目め。本市の農業経営者の年齢は上昇し、後継者不足は深刻で、特に、生産効率の悪い中山間地域においては後継者がいるほうが珍しく、壊滅的とも言える状況です。

こういった状況に対する国の施策として、中山間地域等直接支払交付金制度があり、大規模営農が可能な平野部と生産効率の悪い山間部の所得格差を埋めるために設けられ、農業者の支援や遊休農地の草刈りなどの自主管理保全に使われています。

現在、山間部の大型機械・車両が入らない農地は若手農家も敬遠する状況にあり、耕作者が諦めた農地が増え続けています。

この補助金については、補助金の事務が煩雑である上、2月の入金と交付が遅く、役員の上立替えが負担となっている上、支出後に減額となり、困ったという話も聞かれています。

議会でも当初予算として議決しているので、概算支出など農業経営者の負担とならないような改善をお願いできないか、お伺ひいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君の質問項目1、G I G Aスクール構想における学習教材などのソフトに対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）G I G Aスクール構想における学習教材などのソフトについて

お答えします。

導入当初から授業支援システムとオンラインドリル教材を導入しており、これらの教材の選択に際しては、教員からの知識教授型の授業から脱却し、協働的に学ぶ授業を実現するための機能を有していること、教員の負担を軽減させながら、より分かりやすい授業や子ども一人ひとりの特性や学習進度等に応じた学習を実現できる機能を有することを条件としていました。

その上で、学習系端末の記憶容量があまり多くないことからブラウザを介して利用できること、授業支援システムの操作や活動事例についての豊富な知識を持つICT支援員の派遣を同時に行えることを条件に調達を行ったところ、現在使用している授業支援システム等の導入に至りました。

これら全校共通のソフトウェア以外にも、各学校、各学級の児童生徒の発達段階や実態に応じて、実際に指導する教員が効果的であろうと判断したオンライン学習コンテンツを授業で活用しています。また、本年度から小学校において教員が指導に利用するためのデジタル教科書を整備しました。

選択基準についてですが、教員個人が効果的であると判断した教材や教員業務支援員からの提案など、学校からの情報提供を基に教材を選定し、教育委員会でも内容等を精査し、利用可否の判断やフィルタリングの設定変更を行った上で利用しています。

また、効果的なソフトウェアの導入を判断するため、これまでも英検対策の学習教材やネットモラルを学ぶ教材などの有償ソフトウェアを実証事業として、その効果等について調査を行ってきました。

授業の中で利用する時間を確保するのが難しかったり無償の教材で代替できたりという理由で、実際に導入まで至ったものはありま

せんが、今後もよりよい学習教材を利用できるよう、最新の情報にも常に目を向けるとともに、学校とも情報交換を図っていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君、再質問ありますか。

11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

今、全学校でタブレットを導入していただいているんですけど、全ての子どもたちの可能性を引き出して、個別的な学びと協働的な学びの学習ができるのがオンラインの学習のよいところであるわけなんですけれども、今お答えいただいた授業支援システム、全校共通のソフトウェアを導入し、使っていると。そして、児童生徒の発達段階や実態に応じて、オンラインの学習コンテンツを授業で活用しているとのことでもありますけれども、児童生徒が今使っているコンテンツの具体例とか幾つかあると思うんですけど、その辺について教えていただけたところがあればお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

例えばなんですけれども、理科や社会科目を中心としました「NHK for School」でありますとか、ネット検索が可能な「Yahoo!きっず」などの学習コンテンツをまとめたポータルサイトや、タイピングの練習サイト、情報モラルの学習サイトなどをよく利用しています。

また、低学年では他のウェブサイトにもルビを表示するサイトなども活用しています。また、事業内容に関連づけたクイズを作成できるコンテンツや、算数、数学、理科でシミュレーションを表示できるコンテンツも活用が見られます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

今お答えいただいた「NHK for School」「Yahoo!きっず」とか、様々な学習コンテンツをまとめたポータルサイトを利用しているというお話でした。

今お話しいただいた「Yahoo!きっず」なんかも、うち、子どもが今、家でちょっと、教えていただいたので、サイトから開いてやっているんですけど、遊びを交えながら興味を持ってする、いいきっかけになっているのかなと思いますし、今お話しいただいたように、タイピングなんかのゲームというのかそういうのも練習用にしているということでした。

自分自身もパソコンを始めた頃にタイピングの練習をするのに、ゲームのような、そういうのもちょっと、導入じゃないですけど、やっとなところがありまして、その当時は「北斗の拳」のタイピングゲームがありまして、それを自分自身、楽しみながらやったなというふうな記憶がよみがえってまいりました。

そういうゲーム性というかそういうのが、楽しめるいいきっかけになるのかなと思うんですけど、そんな中で今、エデュテイメントという言葉がありまして、これは教育、エデュケーションと娯楽、エンターテイメントという言葉を組み合わせた造語なんですけども、今お話したように、子どもたちが楽しみながら学ぶ体験を通して、自主的に知識を身につけていくことを意味するわけなんですけれども、やはり子どもたちはそういうゲーム性というか、そういう入り口の部分というのは大切かなというふうに思うんですけど。

そんな中で、皆さんもご存じだと思うんですが、コナミの「桃太郎電鉄」というゲームがあるんですけど、これはプレイヤーが鉄道

会社の社長となって、実在する日本全国の駅をすごろく方式で回りながら、各駅で物産とか特産品を購入して、最終的な総資産を競うという内容のすごろくゲームなんですけれども、これが今、エデュテイメントということで、教育と娯楽を合わせた「桃太郎電鉄 教育版」というようなものが今あるようでして、これは地理を子どもたちが楽しく学ぶ、そして、関心が持てる入り口をということで開発しているわけなんですけれども、これを無料で利用できたりということもあります。

有料、無料、いろんなものがあるんですけど、その辺、そういったものを利用していくというか、本当のそういう子どものオンラインの学習の入り口としてはなかなか面白いのかなというふうに思いましたので、その辺もご紹介だけさせていただいて、参考にしていただけたらというふうに思います。

決して導入してはということでもなくて、無料だからいけないとか有料だからしっかりしたものであるとか、そういうものではないと思うので、その辺いろいろなコンテンツというか、有料、無料のものがあるので、その辺、精査しながら、いろいろ参考にしていただけたらなというふうに思います。

それで、本市では各学校とか各学級の児童生徒の発達段階や実態に応じて、実際に指導される先生が効果的であろうと判断したオンラインの学習コンテンツを授業で活用していますというふうなご答弁であったわけなんですけれども、今、学習ソフトの中でICT支援員からのいろんな提案を頂いたり、そして、支援員が作成した学習コンテンツなどを活用して授業を行っているというお話を頂いたんですけど、そんな中でも、やはり何事にも得手不得手というものがあまして、先生の中でも、ICTに精通している得意な先生と、ちょっと苦手やなという先生も確かにい

らっしゃると思うんです。

そんな中で、知っている学習コンテンツにやはり差が生じるのではないのかなというふうに若干思うわけなんですけれども、そうしたときに、各学校で使っておられる学習コンテンツなどの共有、そしてまた、紹介をするような機会というのを、学校同士の横のつながりというか、していただきたい。今そういうのも行っていたらと思うんですけれども、さらに強化を願いたいなというふうに思います。

また、教育委員会からも学習のコンテンツ情報を学校側にどんどん投げかけていただいて、また、先生らも協議をしながら、うちの学校ではこういうのがいいのかなとか、各学校でいろんなサイト、コンテンツを選択できるような、そういう機会をどんどん提供していただきたいなというふうに思うんですけれど、その辺についてはいかがですか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） ありがとうございます。お答えいたします。

まず、令和3年10月に作成しました橋本市学校教育情報化ハンドブックの中におきましても、指導に活用することのできる学習コンテンツに関する情報を提供しております。また、ICT支援員、現在これ教育DX推進アドバイザーと呼んでいるんですけれども、支援員が作成しているリストであったり教員からのTeamsへの書き込みなどを介して、学習コンテンツに関する情報の共有を行っています。

先生にもよるんですけれど、例えば内科検診のときに、検診に行っている間に待っている子どもにタイピングの練習をさせる、そういう45分の使い方を工夫されている先生方もいらっしゃるって、そこはそういう使い方もあります。

議員ご指摘のように、学習コンテンツを知っている教員と知らない教員の間で差が生じることはあまり好ましくありませんので、引き続き相互の情報共有を進めるとともに、教育委員会からも情報提供は行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君） ありがとうございます。

やはり学校単位で差異があってもいいかもしれませんし、その辺、素晴らしいコンテンツとかソフトとか、得意な先生はもちろん知っておられるし、苦手やなという先生には若干ちょっとそういうハードルも高いのかなというふうに思います。

そんな中でも、やはり橋本市の学校で、これはいいよ、これはちょっとなというふうな情報をしっかりと共有していただいて、そんな中で先生同士のつながりをつくっていただいて、そういうのにたけている先生にはどんどん提供していただいて、ちょっと苦手だなという先生にはそういう情報をどんどん上げていただいたら、しっかりと子どもにも、素晴らしい、そういう教育というのもしていただけますし、子どもたちにも深まった学習ができるのかなというふうに思いますので、その辺も併せてお願いしておきます。

そして、今、エデュテイメントということでお話しさせていただいたので、その辺も、教育と娯楽というのを合わせた、そういうふうな素晴らしいソフトというのもいろいろあるみたいなので、その辺も含めて情報の共有と提供というところも併せてお願いしたいと思いますので、お願いしておきます。

そして、本年度から小学校において、先生が指導に利用するためのデジタル教科書を整備しておりますけれども、その中で、今使っている中で、先生方の意見も吸い上げていら

っしゃると思うんですけど、そんな中で、授業の中での変化というのが見られるかどうか、お伺いいたします。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

これまでは、子どもたちが教科書を見るときは視線は下を向いてというのがあったんですけども、デジタル教科書を電子黒板に投影することによりまして、子どもたちの視線がまず一点にそろえられて、より注目するということになったという報告を現場から受けています。

また、紙の教科書にはない音声教材や動画教材を活用することで、子どもたちが学習内容を理解しやすくなるだけではなく、興味・関心が高まったとの報告を受けています。特に特別支援学級の子どもは、文字の大きさや色調、それから音読のスピード等を変えることができることから、発達等の支援を必要とする子どもたちにとって、特に効果を感じているとの報告もあります。

電子黒板との併用となりますので、学習の経過を保存して、以後の授業に振り返ることも可能となりましたので、教員の授業の準備にかかる時間も短縮されているという効果もあると伺っています。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

前の電子黒板に投影されて、ずっと今までですと、今、教育部長がおっしゃったように、先生の話聞きながらノートを取りながら、下を向いて子どもたちがそれぞれ学習しているというのが、我々の頃はもちろんそれが当たり前やったんですけど、今、そういった形でデジタル教科書も導入されて、一点を皆、同じ方向を向く。

先ほども冒頭お話ししたように、いろんな

子どもの意見が前に投影される。自分の意見と照らし合わせながら、それによってまた新しい学びもできるというふうなことでありますので、その辺、デジタル教科書を使って、いい効果が出ているのかなというふうに思います。

その中で、直接書き込んだりもできますし、編集したりといったデジタル機能の活用と、そして、今お話しいただいた動画やドリルなどのデジタル教材と一緒に使うことによって、主体的、対話的で深い学びの実践が深まっていくのかなというふうに思っております。

そんな中で、デジタル教科書の中で、今、素晴らしい点を何点か挙げていただいたんですけども、逆に、今までペーパーで子どもたちに指導されておった先生たちにとって何が大変かという、先生のICTスキルというのをやはり向上させないと、それをうまく使っていけないと、せっかく素晴らしい教材があって、デジタル教科書を導入していただいても、それがうまく活用できてないと、やっぱりもったいないなとか、十分にそのよさというのを発揮できないんじゃないかなというふうに、ちょっと一点思うんですけど、そんな中でやはり、教育委員会のほうからもしっかりと、そういった先生方にもサポートの体制というのをしっかり取っていただきたいというふうに思いますので、その点お願いしておきます。

そして、再度質問なんですけど、現在の橋本市のICT環境というのは、教育長が実現したいと考えているGIGAスクール構想の約何割ぐらいが実現できると考えているのか、そして、さらに、GIGAスクール構想においてこういったことをめざしていきたいという教育長のお考えがあれば、その見解も併せてお聞かせいただいたらと思います。

○議長（森下伸吾君） 教育長。

○教育長（今田 実君）岡本議員のご質問にお答えいたします。

学校へ行ったときに、今の整備状況から、先生方、どんなふうになりましたか、子どもたちの学習、どんなふうになってきていますかというようなことを聞かせてもらうようにしている中で、今回、小学校の教科書が変わったということに伴って、指導書がほとんどデジタル化されていったということもあり、教師用のタブレットの中には指導者用の教科書が入ることとなりました。そのことで一番変わったのは、使い方、使う時間、かなり増えたということ聞いています。

先ほどから教育部長からも、どんな変化がありましたかということでお答えさせてもらっているんですけども、私自身は先生方の指導方法も変わってきていると思っていますところ。

特に一つの例を挙げさせてもらおうと、音楽の授業を思い出してみてください。音楽の授業だったら、歌を歌うときに音楽の先生がピアノを弾いて歌いましょうということがずっと長年にわたってされてきたと思うんです。つい最近では、もうテープとかCDとかを使って、デジタルの音源を使って流すことによって、もうその間、自分が弾くこともなく、そして、子どもたちに直接指導していけるようになって、そんな授業もできてきておったんです。

それが今回のこういうようなのを入れる中で、もっとそれが細かくいろんなパターンで子どもたちに提供できることによって、先生方が子どもたちに指導できるポイントが変わってきた、だから、先生方がすることが変わってきたというようなことも聞かせていただいています。これは大きなメリットだと、そんなふうに思います。

これは一つの例なんですけれども、教科の

特性がありますので、それぞれの教科によってその特性を生かした使い方をしてきています。

こういった使い方については、各学校では、例えば放課後の15分とか30分とかを使って、DX推進員が来てくれているときをメインとして、先生方のプチ講習会みたいなものも開いてくれている学校が多くあります。

ですから、うちからの研修会とかそんなのだけではなくて、学校によって、そういうミニ研修会をすることによって、どの先生方も同じように使っていける環境に取り組んでくれているというのがあります。

それと、どの学年の、どの教科の中で、どういったことの力をつけていきたいと思います、いわゆるカリキュラム、そんな整備も進んできておまして、各学校で、そのことを基に、誰もがこの時間こうやってやりましょうというような共通理解も進んできているところ。

私自身が先生方にお話しするときによく言うことなんです、2年生になったら算数のときに、算数では九九を習いますよね。けれども、九九を習わずに3年生に行くということはないんですよね。

今、情報化についても、子どもたちにどの力をつけていきたいと思いますというのが決められていますので、これを飛ばすということではできません。それを飛ばさないようにしていけるように、カリキュラムをつくって、どの場所で、どんな方法で子どもたちにつけていこうというような、そんな取組みも進んでおるところです。

それを進めるために、先ほど申しました、橋本市学校教育情報化推進計画を令和3年8月に、私が就任してからすぐにこれをつくって、5年計画を立てて、今それを推進しているところ。

ここの中でのメインは、先生方や子どもたちとにかく使ってもらえるようにするためにどうしたらいいかということを中心にしながらこの計画をつくっているわけなんですけれども、その目標の達成度についてなんですけれども、大きく四つの分野に分けて項目をつくり、その達成度を見ていっています。

一つは情報活用能力の育成、二つ目がICTを効果的に活用した学習の実現、三つ目が校務の効率化、四つ目が教育の情報化に向けた環境整備、この四つの基本目標を立てて、その中に二つないし三つの指標管理を行いながら進めているところです。

その中でいうと、先生方が情報活用能力の基盤となる知識や態度について指導する能力というのかなり上がってきております。けれども、まだ私たちが目標とするところまで少し達してないんですけれども、90%ぐらいは達成できておるのかなと。

そして、インターネット上には危険が潜んでいることやSNSでの情報発信には他人を傷つける可能性があることを理解しているという、そのようなことを思いながらちゃんと使えるという子どもらも、これほとんどできるようになってきています。

ただ、指標管理の情報活用能力の育成の中で一つ課題なのは、中学校3年生において、しっかり自分の思いをプレゼンを作って発表しましょうという、これがちょっと達成できていないところがあります。

ただ、これ中学校3年生としているんですけれども、小学生や中1、中2というところで見ると違うのかなと思うんですが、やっぱり中3になると、先の入試というところがあって十分使っていないところがあるんですけれども、これは課題と私たちは捉えていて、そういう、先があったとしてもやっぱりきちんと中3の時点で自分の思いを表現して伝え

られるというのは大事にしていきたいと思っていますところでは。

ICTを効果的に活用した学習の実現についても、1日当たりどれぐらい使うかということも大分伸びてきております。けれども、私たちの設定しているところまでは少し達してないので、もうちょっと頑張りたいと思っていますところでは。

先生方の指導する能力については、授業中にICTを活用して指導する、それはもう目標以上になっていますし、児童生徒のICT活用を指導する能力のところについても目標以上のところを達成できているのかなと、そんなふうに思っているところでは。

次の、三つ目の校務の効率化については、これは目標のところまでは達成できていないんですけれども、今入れているシステム自身にも課題があるのではないかなと思っています、それをできるだけ達成できるように、次期の更新のときにはOSとか、どういったものを入れていくかということは今から研究しております、それが達成できるようなものを入れることで先生らの業務の効率化を図ることができたらなと思っていますところでは。

そして、情報化に向けた環境整備、これも市のほうからもいつきに電子黒板を入れよということをお願いいただいて、昨年整備することができて、本当に先生方が使う頻度が高くなったと、そんなふうに思っております。

けれども、今入れている機械、それと次に更新する機械ということ考えたときに、かなりやっぱり機械自身が進んできていることもあり、どんな機械を入れるのが本当に子どもたちにとってプラスになるのか。

最近ニュースなんかで、よく壊れて使えない状況があるというのもあります。そんなことがないような提案もいっぱい来ていますので、そんなことを考えながら次の整備に盛り

込んでいくことができたらというようなことを思っております。

トータルどれぐらいの割合かというところ、使えるという段階でいうと80%以上できているのかなと、そんなふうな感触を持っているところです。けれども、これは到達目標ではありません。今つくっている推進計画については来年までの5年間の計画です。だから、来年度見直しを行い、次の計画を作成していきたいと思っております。

その中では、一番はやっぱり質的な高まりを求められるような機器等の導入、プラス先生方の指導力の質の向上、それをめざして今後も支援していきたいと、そんなふうを考えております。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）教育長、ありがとうございます。しっかりと理解させていただきました。

先ほども、音楽の授業という点で話されておったんですけども、その辺も今、デジタルになって、画面上でタッチでピアノを弾いたりとか、うちの子らもそんなんしてやっています。そういう、DXを入れて、すばらしいところも多々出てきています。

そんな中で、今、指導力というか、電子黒板を入れていただいて、授業参観に行くと、先生がパソコン見ながら指で指して、子どもが前で丸を描いたり、いろんな図形を描いたりとか、電子黒板にしています。そういうのを入れてもらった中で、やっぱり今後、また次の推進計画でそれを高めるような、いろんな質の向上というのを今お話ししていただいたので、今は新しくDXで、紙の教科書から電子の教科書に変わった中で、次の計画ではまたそれを活用して、さらにいろんな質の向上というのもお話ししていただいたので、その辺また教育委員会と各学校とも連携しながら、

子どもたちの教育に向けて、質の向上もしっかりして取り組んでいただきたいというふうに思いますので、これはまた要望ということでさせていただきます。よろしく願いいたします。

一つ目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、中山間地域等の農業振興に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）中山間地域等の農業振興についてお答えします。

中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等において、各集落単位で農用地を維持管理していくための計画を作成し、計画に沿って農業生産活動を実施することで、その面積に応じて交付金が交付される、国の耕作条件不利地域に対する農業支援制度です。

交付金の財源内訳は国費2分の1、県費4分の1、市費4分の1で、令和5年度、本市では82集落に対して約6,000万円を交付しました。当該交付金は、例年10月頃に国の交付決定があり、現地調査等を経て翌年1月頃に各集落に対し交付しています。

また、以前には12月と3月に分けて交付金の支払いを行っていましたが、2回に分けた場合、事務が煩雑となるため手続きを一本化し、現在は1月に全ての集落に支払いができるよう事務手続きを行っています。

議員おただしのおり、当初予算において当交付金は承認いただいているところではありますが、国庫補助事業という交付金の性格上、交付にあたっては、要綱等に準拠した上で、できるだけ各集落にも事務手続きが煩雑とならないことに重点を置き、現在の交付時期となっていることから、見直すことは考えていません。

次に、支出後に減額となった件についてですが、例年、各集落からの要望額に対して国の補助金が満額充当されていましたが、昨年度についてのみ要望額が国の予算額を上回ったことから、一部の集落で年度途中に交付決定額が減額となり、さらに国の交付決定についても2か月遅くなって、各集落への交付についても遅れるといった事案が発生しました。

本市としては、今後こういったことのないよう、補助金に対する十分な予算措置を国に求めてまいりたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君、再質問ありますか。

11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

今お答えいただいたように、事務的なところも行政の方は大変なところで請け負っていただいておりますし、80数か所とそういう支払制度を受けておられる地域もありますので、その辺のところ、事前に半額でもというふうなお話をさせていただいたんですけど、その辺、事務的なところはやっぱりもう難しいということですので、その辺についてはまた、いろんな方策というのか、そういうのがもしあるようでしたら、またいろいろ事務方のほうでもご相談いただいて、なるべくそういった形で、そういうようなことができるのであれば、またお願い、要望だけちょっとさせてもらっておきます。

今のところはこれを決して、事務的なところも大変なので、ぜひともというところではないんですけど、その辺の農家の気持ちとか思いというのは、そういうのは分かっていたらというふうに思いますので、お願いしておきます。

それでは、再質問なんですけれども、この中山間地域の支払制度の補助金だけではなかなか対応できていない、農家の非常に厳しい

問題があるわけなんですけれども、橋本市の農業行政をリードしてこられました経済推進部長を新たに迎えるにあたり、多くの関係者が大変期待しているところであります。

そこでお伺いするんですけれども、今この橋本市の農業、特に中山間地域の振興策について、経済推進部長の着任後の自分の思いというのを、意気込みというところも併せて、時間はまだあと21分ありますので、十分使っていただいて結構ですので、お答えいただいて、私の一般質問を終わらせていただきたいというふうに思います。お願いいたします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問ありがとうございます。

今回のご質問が中山間地域に特化したような、農業についてどう思うかというようなご質問ですので、お答えしたいと思います。

まず、中山間地域といいますのは、全国的に見ますと、中山間地域、平野部も中山間地域もあると思うんですけど、中山間地域というのはだいたい、農地、それから農業生産量、あと農家数、これだいたい全国を100とした場合、4割、40%に当たるというのが中山間地域の農業というふうになっています。

国においても、なぜ中山間地域にこういう交付金を出しているかといいますと、やっぱりこの中山間地域の農業というのは耕作しにくい、効率が悪いということで、こういう交付金があるというのが実情となっております。

本市におきましても、紀伊半島の内陸部といいますか、紀の川が流れていまして、その脇というかを中山間地域を形成しておるところで、柿のほうももうその中山間地域で作るといふ農家が多いということから、重要遅滞ということで考えております。

一方で、今言わせてもらったとおり、生産効率が悪いというのもこれ実情でございます。

また、中山間地域は農業生産地域である一方で、土の流出を防ぎ水資源を蓄えるといった、これ多面的機能の発揮というんですけど、多面的な機能も有しております。災害の予防の意味でも中山間地域の農業を維持するよう取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

さらに、農業というなりわいのある場所には、当然ながらそこで住んでいる方がいらっしゃいます。そういう住んでいる方は、本市では中山間地の農村というところに住んでいるんですけど、そういう農村が多く形成されておまして、この人たちが築いていた文化というものそこにはあるというふうに考えています。

これらのことから、中山間地における農業・農村を維持し、そこにお住まいの市民の皆さまの生活・文化を継承していくため、今後国費とか、あと農業振興条例による補助施策とかというのを活用しつつ支援していきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君の一般質問は終わりました。

この際、3時25分まで休憩をいたします。

（午後3時13分 休憩）

（午後3時25分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、12番 小林君の順番であります。都合により小林君の順番を17に変更し、順番7、16番 土井君の順番を6に繰り上げ、以下、順次順番を繰り上げることといたします。

順番6、16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君）皆さん、お疲れのと

ころ、もうあとしばらくお付き合いください。

それでは、ただ今、議長のお許しを頂きましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回の私の質問は1項目でございます。学童保育所（放課後児童クラブ）の充実についてです。

少子化が進み、子どもの数は減少傾向にあります。女性社会進出が進み共働きの家庭が増えるとともに、核家族化も進む中、学童保育、いわゆる放課後児童クラブの存在はなくてはならないものとなってきております。

子どもたちの放課後の充実と、安心して子どもを産み育てられる、住みよい橋本市にするために、今回は、老朽化している学校内の学童施設の問題や様々な課題について改善を求め、何点か質問をさせていただきます。

①老朽化が進んでいる応其学童の建て替えについて。

②学校の大規模改修が進められている中、学校内にある学童施設の改修については実施されていない現場もあると聞いておりますが、認識はされていらっしゃいますか。

③学校と学童との連携はできているのでしょうか。

④学童の運営については民間やNPOに補助金交付をして運営をしております。学校内にある公設の学童保育所だけでも市が実施主体となり、保育料も一律に定め、現在運営をしている団体に対して委託をする形にし、兄弟割引制度などをつくってはいかがでしょうか。

⑤現状では学童保育所への申込み等、事務全般を各事業者が担っている形を取っております。多くの学童を運営している団体にとりましては事務に係る作業量が膨大であるため、その事務経費を市として補填する必要がある

のではないかと考えます。

また、指導員の確保は毎年深刻でありまして、募集をかけてもなかなか集まらず、若い世代の指導員が定着しない現実がございます。保育の質を確保するためにも指導員の処遇改善を市として独自に行うべきと考えますが、ご見解はいかがでしょう。

以上、壇上での質問を終わります。明快なご答弁、よろしく願いをいたします。

○議長（森下伸吾君） 16番 土井君の質問、学童保育所（放課後児童クラブ）の充実に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君） 学童保育所（放課後児童クラブ）の充実についてお答えします。

一点目の、老朽化が進んでいる応其学童の建て替えについてですが、応其小学校の学童保育の施設としては、校舎外にハッピーチャレンジクラブ第1が、校舎内に空き教室を利用してハッピーチャレンジクラブ第2があります。

校舎外のハッピーチャレンジクラブ第1は平成7年建築の阪神・淡路大震災の仮設住宅を平成13年に移設したものであり、老朽化が進んでいることは認識しているところです。施設の更新については、これから庁内の実施計画に向けて取り組みます。

二点目の、学校内にある学童施設の改修が実施されていないことについてですが、学童保育専用で使っているトイレなどは、学校施設の改修において国の補助金の対象とはならないことから、一部の施設改修は実施していません。

この実情は認識していますので、トイレの使用などにおいては、学校側の協力もお願いしているところです。

三点目の、学校と学童が連携できているか

については、年度当初などで教職員と学童の支援員等の間で意思疎通や情報伝達に少し時間を要することはありますが、現状では概ね連携は図れていると認識しています。

今後も児童を中心に置き、お互いに協力して育てるという意識を学校側と共有していきたいと考えています。

四点目の、補助金交付から委託にすることについては、県内他市では委託業務として学童保育所を運営しているところが多いことは認識しています。本市の学童保育は、歴代の保護者の皆さまの多大なるご支援とご協力を頂いた、その積み重ねが継承され、現在の形態があることから、現在のところ委託業務への変更やそれに伴う兄弟割引制度の実施は予定していません。

最後に、五点目の、学童保育運営事業者、運営団体に対する市独自の事務経費の補填や、保育の質を確保するための指導員の処遇改善についてですが、利用者の増加に伴う事務量の増加や給与面の理由等により若い世代の指導員が定着しない実情があることも理解しています。

現時点では、本市の補助要綱は国の制度に準拠したものとなっておりますが、令和6年度からの運営費の補助について、少しずつではありますが、運営や保育現場に寄り添えるように取り組んでいるところです。

市独自の運営費の加算等に関しては、さきの学童保育の運営形態の在り方などと併せて検討していきたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いします。

○議長（森下伸吾君） 16番 土井君、再質問ありますか。

16番 土井君。

○16番（土井裕美子君） 応其小学校内にある第1学童の施設の老朽化ですけれども、答弁にもございましたように、平成7年建築の阪

神・淡路大震災の仮設住宅を平成13年に移築して使っております。大変老朽化しております。「認識しております」ということでございますが。

その中で、毎年、橋本市におきましては子ども・子育て会議というのを開催していただいて、橋本市の子ども・子育てに関する関係者の皆さまが集まっていたいて、今後どのようにしていくのかという会議を続けていただいているんですが、その会議録、議事録を拝見させていただきますと、応其学童の建設計画の状況についても少し書いてある部分があったんです。

ずっと調べていきましたら、まず平成30年、2018年8月に子ども・子育て会議において、このまず平成30年にですよ、「専用施設の老朽化が進んでいる応其学童については、施設の建て替えを検討しているところです」。ここで初めて検討していますというのが応其学童について出てきます。平成30年でございます。2018年。

その後、令和元年、2019年12月のときに、口頭ではあるんですけども、応其学童の関係者の皆さまに、「新施設は令和4年計画をして、令和5年には使用を開始する予定です」という報告があったというふうに聞いております。

しかし、その後、令和5年使用開始については、「申し訳ないですが、令和7年に延期となりました」という報告がなされたと学童関係者の皆さまからお聞きをしております。これも口頭でございました。

その次、令和5年、2023年2月に開催された子ども・子育て会議では、「令和6年度に設計をして、令和7年度に建設する予定です」というような報告がございました。しかしながら、令和6年3月21日の子ども・子育て支援会議においては、「応其小学校区の専用施設

の建て直しをまた検討している」というふうにバックして戻っております。何でなのかな、何かがあったのかなと思ったんですけども、ということで今に至っているわけです。

令和元年のときに、ある程度の年度の説明が出ましたので、私も、ああ、これは建て替えていただけるんだなということで、全く質問もせず、市はとても力を入れていただいているんだなという感じを受けていたんですが、バックしているわけですよ、報告があったにもかかわらず。

その辺のところでちょっと今回は、もうそろそろ業を煮やしてというか、子どもたちが本当に老朽化している施設の中で生活しておりますので、何とか予算づけをしていただきたいという思いを持って、この応募学童の建設、建て替えについては質問をさせていただきました。

そこで、なかなか応募学童の中を拝見していただくことがないと思いますので、少し映像で皆さま方にお知らせをしたいと思います。

画像をよろしくお願いたします。

これが応其学童の全体でございます。正面。国道24号から、体育館のほうから入ったらすぐ右手でございます。こういう、結構大きい学童なんですけれども、これ阪神・淡路大震災のときの避難所になったところなんです。

問題はこの中に、とても大きな施設なので天井据付けのクーラーがあるんですけども、このクーラーの修理を頼もうと思って業者に頼みましたところ、もう大変老朽化が進んで、動くのは動いているんですが、何とか、老朽化が進んでいるので触らないでくださいと。触るとプラスチックが壊れるので、ばらばらになるから触らないでくれということで、落ちないように、ちょっと見にくいんですが、透明のビニールテープで留めています。分かりますか。全部、四隅全部留めています。

「掃除はどうしたらいいですか」、「掃除もできないです」と。触ったら折れる可能性があるから、部品が、ということで業者を呼んだんですが、これ修理もできず掃除もできず、こういうクーラーを子どもたちが2台使っています。

一番の問題はトイレなんです。これトイレと、ここがトイレの入り口。洗面台は子どもたちの高さに合わせて三つちゃんと用意してくれています。このトイレなんです、1個しかないんです。これが、それもくみ取り式です。簡易の洋式トイレは上に載せていただいておりますが、くみ取り式で1個しかない。

今、70人に近く来ているんですが、第1学童だけで40人ぐらい入っておりますので、40人が一つのトイレを使っている。男女一緒です。先生方の努力によって大変きれいに使っていただいておりますので、気持ちよく使えるんですが、いかんせんやっぱり40人に1人のトイレっていかがなものかと思うんです。

だから、一つしかトイレがないから、次の。これがちょっと大きいあれなんですけど、この真っ赤に塗ってあるのは初めからです。学童保育が塗ったのではなくて、多分、最初からこのような状況で来たということでした。

後でまたくみ取りの状況を言いますが、ドアが、ここ、このドアがもう建てつけが悪くなっていて、なかなか閉まらないし、開かない。何とかしてほしいという要望も先生から頂きました。開けられない、閉まらない。網戸もない。周りが木がいっぱい植わっているので、蚊がとてもしっかり入ってきて、もう蚊取り線香は欠かせないそうでございます。

これがトイレの横のくみ取りの状況なんです、これ1か月に1回くみ取りをしないとあふれるそうです。ひどいときは、子どもたちが春休みとかでもう1日中学童を使うときには、月1回では間に合わなくて月2回くみ

取りをしているというふうな報告を頂いております。臭いです。臭いです。臭いです。

こういう状況の中で、応其学童の建て替えについては、もう本当に待ちに待っている状況でございます。

だから、口頭で、令和4年に計画して令和5年にはできますよとか、令和7年にはできますよと言われていて、ああ、そこまで我慢しよう、そこまで我慢しようね、みんなと言ってきたにもかかわらず、この答弁でもまだ「庁内の実施計画に向けて取り組みます」ということなんです、これはあれですか、教育委員会の中ではもうこれはやるというふうに決めていただいて、あとは財政側との調整の中で予算を取れるかどうかという、そういうお答えというふうに思わせていただいております。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

教育委員会内部につきましては、その方向で今考えております。大規模な新規事業につきましては、担当部署で実施計画というのを作成しまして、市として意思決定をすることになっております。今年の実施計画の提出に向けまして、まず教育委員会内部で内容の決定を得てから、市の実施計画に諮ることになります。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 市長。

○市長（平木哲朗君） 土井議員の質問にお答えします。

私、実はこれについてはすごく反省してまいりまして、応其小学校の改修が終わるまで待ってくださいというのを、当時の学童の皆さんから陳情を受けて、それやるつもりだったんですけども、なかなか前へ進んでこなかったということで、私も実際に応其学童の現状というのはよく分かっています。間違いなく予

算はつけます。

やっぱり下水につなげると、浄化槽だけではかなり大きいものを入れないといけないので、これからその場所の選定であるとか下水につないでいくとか、そういうことも含めて令和7年度予算の中に組み込んでいきます。

当然、国の補助金とか県の補助金とか、そういうものも取らないといけないので、令和7年度予算に載せて、8年度には完成をさせるという方向で、もし補助がもっと早く取れるのであれば、この6年度に申請してもええかなとは思いますが、国・県の補助金絡みの問題もありますので、これについては本当に、当時の皆さんとの約束を破っていましたので、非常に反省をしております、もう間違いなく、やります。すみませんでした。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。

今日はその現場にいる学童の支援員の先生方もお見えになっておりますので、本当にもう喜んでいてと思います。

早ければ令和8年度には完成で、それよりももっと早くできるのであればやろうという市長の固いお約束でございますので、何とか教育委員会もいろんな、早くできる方策を探していただいて、ぜひともこの問題を解消していただきたいと思います。

トイレは学校側をお願いをして体育館をお借りしているんですけれども、いかんせん1回ずつ、「先生、トイレ」と言うたら、鍵を開けて入っている状況なんです。そこに1人支援が取られますので、その辺のところをまた先生、学校側にもお願いして、体育館の本体の中には入れへんようにして、トイレだけは開けっ放しにして使ってもいいよというような、そういう学校との連携も教育委員会のほうから。

8年いうたら、まだ2年ありますでしょう。だから、その辺、2年間、よろしくお願いたいと思います。

それと、もう一点は、これも要望ばかりになるんですけども、クーラーももし壊れたら、2年間クーラーなしねというわけにはいきませんので、今は何とか壊れないように上手に使っていただいていますけども、クーラーも壊れたら、天井のあれの修理をするのは無理でありますけれども、もうこの暑さでございますので、家庭用でも結構なので、横につけるような、壁につけるようなクーラーの設備も、壊れた場合には必ずつけていただけるというようなお約束を頂けたらうれしいんですけども、教育委員会、どうですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）可能な限り、今、予算措置されている中で検討させていただきたいと思います。予算の中に学童保育の備品修繕もございますので、そのあたりで調整をさせていただきたいということでご理解願います。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ただ、ドアも建てつけ悪いですし、網戸もないですし、またその辺のところもちょっと打合せしながら、こことつけると言ってしもうたら、なかなか教育委員会側もしんどいかもしれへんけれども、学童と調整して、子どもたちの生活を守るために頑張っていただけたらと思います。思いがけず市長からいい答えを頂いたので、ちょっと私も興奮しております。

それから、あと一点なんです、応其には第2学童があるんです。校舎の端っこを使った学童なんです、あそこが、ちょうど学童の隣に1年生の教室が二つあるんです。その隣にトイレがあるんです。

日頃は使えるんですけど、春休みの新年度

に変わるときに、1年生の教室って多分、新1年生の準備があって、そこが入れないように仕切りをされるんです、学校側が。そうしたら、トイレを一々、渡り廊下をずっと走って第1学童まで来ないといけないんです。ほな、やっぱりおもしろい子もいるんです、1年生とかだったら。

見に行ったら、学童の隣の教室が1年生2クラスあったんですけど、その隣のトイレの前に、運動場から入れる扉があるんです。その扉だけを開けていただいて、1年生の教室の前に、何か名簿とかが流出したらあかんと言うんやったら、仕切りをして、ここ入ったらあかんていうてやってくれたら、春休みの間だけでも、おもしろいように。

保育園からすぐ来る子ですから、やっぱりトイレの感覚って、保育園やったら保育室の隣にあるから、「トイレ」と入ったら、ない。「どこ行くの」と言うたら「運動場を渡って行け」と、そんなむごいことはないの、それ学校側と調整、先生、お願いしたいんですけども。それぜひよろしくお願ひいたします。答弁お願いします。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）私から直接話をしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。久しぶりに学童の質問するものですね。よかったわ。ありがとうございます。

それでは、二つ目に入らせていただきます。学校施設の改修時にトイレなどの改修が行われていない。

これは紀見小学校なんです。紀見小学校は今、専用の学童施設が一つ、それから校舎内に二つかな。第3学童まであったのかな。その校舎の中にある学童の横にあるトイレが改修のときに改修されていない。それは何でか

というと、ここの答弁にもあったように、学童の施設やと見られていたわけです。でも、学童の施設やと見られているんだけど、普通、学校がやっているときには、1年生の子どもたちは、1年生とかほかの子どもたち、そこを使っているんです。なのに、和式トイレから洋式トイレに変えるときの工事が全く北側の校舎だけされていない。

これって予算の関係とか何かそんなのがあったのか、それとも、素人考えでいうと、もう学校の校舎全部、学童は入れているけれども、学童は放課後しか使わない。そやけども、子どもたちの生活の学業しているときにもそのトイレは運動場からも入れるし、1年生とか2年生の教室の横にあるわけやから使っている。その辺のすみ分けというか、学校内で何かがあって、わざわざこれは学童施設だからトイレは改修しないという、そういう取決めがあったんですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）取決めといいますか、施設の担当に伺ったところ、学校内のトイレ全てするのが理想なんですけど、やはり事業費のことも考えて使用率の高いところから、普通教室の近いところから整備していくという方針を引き継いでいます。

当時はもう担当者も悩んでいたと思うんですけど、財政健全化計画の真ただ中というのも想定できて、限界があったのかなというのを感じております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）その辺が縦割りなのかな。ちょっとその辺よく分からへんねんけど。

それを何か、学童施設であるからもう改修しません、学童だけ使ってくださいというんじゃなくて、子どもらも使っているわけやか

ら、もう学童の改修のときしかその改修はないということですか。すごい老朽化してきています。

その辺は、部長も替わられたばかりなので前のことは分からへんし、今、市長もう一んと言うてはるけど、どうなのかなと。普通、常識的に考えたら、建物は一緒なのに、何でそこだけ学童やからと言って、2階、3階やったかな、2階、3階のトイレの改修ができてないというのはどうも納得できへんのですけども。トイレを和式から洋式に変えていただく予定は、学童の予算であるんですか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） 学校内の施設の整備につきましては、学童の予算といたしますか、学校改修の補助事業と考えています。理想なんですけども、やはりそういったところを単独で、学童のトイレの必要性を考えるのであれば、やはり劣化状況を鑑みる形になります。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 16番 土井君。

○16番（土井裕美子君） トイレの劣化状況を鑑みて、予算があるときには、ここは学童のトイレやからとか学校のトイレやからとか言わずに、子どもたちが使う施設なんですね。だから、子どもたちが使いやすいように、何とかまた工面をしていただいて、そのときにはトイレ改修を行ってあげていただきたいと思います。

新しい部長にとやかく言っても申し訳ないので、お願いにしておきます。

次に、3番目の、学校との連携についてでございます。

概ねできているとの答弁でございましたけれども、学校施設を活用して放課後児童クラブを実施するにあたっては、児童の様子や小学校の下校時間の変更、事件や事故、天災などの緊急事態時にでも対応できるように、学

校関係者と放課後児童クラブ関係者などとの間で迅速な情報交換、情報共有を行うなど、十分な連携と協力を図ることが必要であると、令和5年8月に出された放課後児童クラブ待機児童の解消に向けた学校施設の活用などについての通知の中にも書かれております。

しかしながら、まだまだ連携が取れているとは言い難い場面があるように、現場の支援員の先生からお聞きしております。

その中で、学校には学校運営協議会というのがあるんですけども、その中に学童の支援員を入れている学校というのはございますでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） ございます。令和6年度では5校、小学校でございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 16番 土井君。

○16番（土井裕美子君） ありがとうございます。いい傾向だと思います。

子どもを、こどもまんなか社会と言っていますよね。本当に子どもを真ん中にして、学童であるとか学校であるとかが全部連携して、保護者と一体となってやっぱり子育てをしていかないといけない時代です。

学校の様子というのは、学童の支援員というのは先生でもなく親でもない、でも、1日中一緒にいてくれる大人なんです。ですので、子どもたちの放課後の様子をしっかりと共有する必要が教職員の先生方にもあると思います。

先生には見せられない場面、悩み事などを、学校から帰ってきて支援員の先生にぼろっと打ち明けるとか、家庭の中でしんどいことがあったら、支援員の先生、若い先生もいらっしゃるから、お姉ちゃん、お兄ちゃんのような先生に「先生、あのね、こんなことあったんよ」と、本当に子どもの本音がぼろっ

と出るのが学童でございますので、しっかりとその辺は。

先生もお忙しいと思います。先ほどGIGAスクールのいろんな研修もやりますとおっしゃっているので、時間がないかと思うんですけれども、やっぱり基本は、子どもたちにしっかりと、一人ひとりの子どもたちにしっかりと寄り添っていくということが教育の根幹やと思いますので、先生方も、そして学童の支援員の先生方もしっかりと学校と連携をして、保護者、学校、学童がしっかりと連携して、子どもたちの豊かな生活の質を保障するというのを念頭に入れてやっていただきたいと思いますので。

校長会では多分、何回も言われていると思いますが、さらに、変わったことがあったら、いつでも学校の先生も学童に行ってくださいよ、学童の支援員も何かちょっとおかしいなと子どもたちの異変とかを感じたら学校のほうに遠慮なく言ってくださいよというようなことを、教育長のほうから再度、先生方、そして学童の運営者にも発信をしていただけたらなと思いますので、少し教育長のほうから決意を。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）ただ今のご質問にお答えします。

先ほどの工事のこともそうなんですけども、やっぱり子どもって、学校でおる、学童でおる、それは関係ないと私自身は考えています。子どもにとっていい形は何かということを考えていくことを基本にしていきたいと思っておりますので、先ほどからあったようなことについては、今後やっぱりしっかりと、私たちとしてもどう考えるかということは中心に据えていきたいと、それは私も反省して取り組んでいきたいと思います。

そして、今ご指摘いただいたことについて

も、私自身も学校へ勤めているときには、学校であることは学童でもある、学童であること学校でもある、だからこそ夕方とか、学童の指導員の方と顔を合わせたとき、また、それはオフィシャルな場面ではありませんけども、そういったとき、また、オフィシャルの場面をつくって情報交換するというはしてきておりました。その中で解決した問題もたくさんあります。

ですから、そういうことの大切さというのをいま一度、状況を把握した上で、私のほうから話を投げかけていきたいと思いますので、またいろいろな情報がありましたら、私のほうにもお知らせいただけるとありがたいです。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。教育長おっしゃっていただいたように、しっかりと共有をしていただいて、再度、校長会、そして学校のほうにも伝達をしていただいて、さらなる連携をしっかりと進めていただきたいと思います。

それでは、その次なんですけども、4番目。

補助金の交付が今、学童はなされています。この問題については、本当に何回も私質問してきています。平成19年、平成20年、平成25年、平成26年、4回。5回目の質問が今日です。

市のほうも、やっぱりいろんな助成金とか、それから減免措置をこの間つくっていただいております。それに対しては感謝申し上げます。この前も物価高騰にあたっておやつ代の助成をしていただきました。誠に本当にありがとうございます。しかしながら、いまだに委託ではなく補助金要綱で補助金を出している。

ここでちょっと、委託と補助の違いについて。全国学童保育連絡協議会の資料の中に、公設民営の学童であっても委託と補助がある

というふうに書いていました。うちは補助なんです。委託というのは、市町村が実施する責任を持つ事業を、契約に基づいてほかの事業者に依頼して運営する形態であると。補助というのは、市町村以外の事業者が行っている事業に対して、市町村が資金の一部を出して、助成金または補助金等を出して運営する形態であるというふうに書かれていたんですが、この意味で間違っておりませんか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）間違いございません。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）本市におきましては、補助ですよ。

学童は、答弁にもあったんですが、言うたら、一番最初の成り立ち、立ち上げは平成6年、1994年に、保護者の有志が学校外の施設を借りて学童保育所を立ち上げられました。その当時は柱本と隅田と紀見やったと思います。

答弁の中でも何かすごい耳触りのいい言葉が書いてあったんですが、歴代の保護者の皆さまの多大なるご支援とご協力を頂いた、その積み重ねが継承されて今の形があると。本当にこんな聞いたら、何か保護者すごい持ち上げられているようやけど、これ結局、市は責任持てへんど。あんたらが勝手にやってる事業やから、そこに補助金出しているだけなんやとと言うているようなもんじゃないですか。

子ども・子育て支援法の中では、学童保育は市町村事業に位置づけられていると思います。努力義務のようなものですから、必ずせいは書いてないんですけど、文言を読めばそういうことです。

にもかかわらず、今もう31年たったんです、1993年から計算すると。31年たった今でも、

学童保育事業を市として実施主体とするという事は明記をせずに、一部の保護者や、保護者会運営で限界を感じていた、もう保護者会運営では成り立っていないよという、当時、いろんな学童があったんです。

その学童の指導員の先生方、支援員ですね、今は。支援員の先生方。そして、元保護者の有志が立ち上げられたNPO法人などにこの運営を委ねているわけです。それを皆さんに分かってほしいんです。議場の皆さんに。

今回この質問をするにあたって、公表されていますから、その当時、本市で初めて学童を立ち上げたときの保護者の方からお話を聞く機会がありました。橋本市ってまだ当時の補助金なのと。いい加減、市が責任を持ってこの事業をやらないんですかというようなご意見でございました。そりゃそうですね、31年たっているんですから。

和歌山県内のほかの市を調べましたところ、そのずっと前からなんですが、全ての市において、和歌山県下の学童保育は委託をしております。条例でちゃんとその責任、実施主体は市であるというふうになされておまして、市が責任を持って、そして民間のところに委託をするよという形態を取っておられます。

ですので、保育所と一緒にのかな、申込みは市のほうで、ホームページを開くと、学童ってありますよというふうな、全部、申込みは市のほうでして、あとは、この学校やったら、公設だったらここにありますよというふうな、そういうふうなことをやっているんですが、市のホームページを見ましても、何々小学校には何々学童がありますよという表だけ載っていて、あとはその学童のほうにお問い合わせくださいというふうになっている状況なんです、これってやっぱり、もうそろそろ市が責任を持った事業として、公設公営にせいは言っていないんですが、市が責任を

持って民間に委託をするような形を取られてはいかがですかというふうには感じているんですが。

本市は子育てにも力を入れていらっしゃいますが、ただ一点、この点においては遅れているのではないかなと思うんですが、その辺についてはいかがでしょう。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えします。

私、決して遅れているとは感じておりません。確かに、言葉は失礼ですが、おんぶにだっこ状態なのは私たちも承知で、学童の方がいてくれるから今の状態を続けさせてもらっているというのがあります。正直、甘えているといえば、そういうふうに取りられても仕方ないところも正直あります。

今、議員おっしゃられたんですけども、やはり、担当課としても、学童の方と膝を突き合わせてお話させていただくということがまず大事なと思います。今まではずっとお世話になっていたんですけど、ここで幹部と政治家がお話するというのも大事なんですけど、保育現場のことと事務を担っている者もお話をさせてもらって、そういう本音の中で今後どうやっていくというのが一番好ましいかという場を持たせていただきたいというふうに考えています。

その中で、今は、補助というのは、団体でオリジナル、こう言ってはあれですけども、独自の運営形態がありますので、委託となりましたら、やっぱり一律という形になって、新たな仕様を描くこととなりますが、地域ごとにいろんな学童のよさというものもありますので、そういったところもありますので、じっくり話し合う時間を頂けたらと思います。

以上です。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）民設民営のところも

あります、今現在。でも、せめて学校の中にある公設、公が建てた施設で学校の中にある学童ぐらいは、もうそろそろ委託にしてもいいのではないかなと思います。

それぞれ特徴がある学童が民設民営のところはあるので、そここのところの保育料は一律にしなくても、せめて公設民営のところの保育料は一律にする必要があると思うんです。

でない、同じ学童保育事業なのに、小学校によって全然、学童保育の運営費がばらばらである、徴収金額がばらばらであるというふうになっているので、もうそろそろ市がやっぱり責任を持つ必要があると思います。

だから、今、全部の事務作業というのを市に代わって各学童がやっているんですよ。学童が行っている入所の際のすごいややこしい事務作業、もし市が業務の中でやったら、どのぐらいの人員や事務経費がかかるのかというのは、計算されたことはございますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）計算したことがあるかないかということですが、計算したことはございません。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）とてつもなく大変だと思います。1人は雇わんとあかんのかなと思います。それを各学童にもうみんなお任せしているわけでしょう。

さっきも言いました、NPOがやっている学童があるんですけども、今、学童の現状は、NPOが二つですね。間違っていたら言うてください。公設公営でも保護者会運営が二つありますね。公設公営の学校内にある保護者会運営が二つあるんですけど、それ以外は一つのNPOが全部担ってくれています。10校の21支援やと思うんですけど、21支援の全部の事務をそのNPOが引き受けてくれて

やっているんです。

だから、せめて、委託はできないということであれば、事務経費というのを市として独自にそのNPOに、1校につき何人やったらいくらの事務経費というような形で支払う必要性があるんじゃないかなと思うんです。

保護者会とかNPOとかに全部おんぶにだっこしているような状況になっているので、その辺のところ、委託にできないのであれば、それに係る事務経費は市が責任を持ってNPOなり各学童にお支払いする必要があると思うんですけれども、その辺ちょっと検討をいただけないかな。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） 今、補助の財源としましては、子ども・子育て支援交付金の国の分と県の分、3分の1ずつ負担させていただいているんですけれども、公定価格の積算には事務の分も含まれているんですけれども、今お話しいただきましたので、担当課と検討させてもらえたらと思います。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 16番 土井君。

○16番（土井裕美子君） さっきも同僚議員の質問がありましたけど、これ市と市民との協働事業じゃないでしょうか。学童って協働事業ですか。違うでしょうか。やっぱり市がもっと責任を持って子どもの放課後の生活を保障するというのはすごい大事やと思うんです。

だから、保育園まで一生懸命やっていて、小1の壁というんですけど、保育園だけ一生懸命やっていて、あとは市は責任取らへんから事業者が頑張ってやってよ、建物は建てたけど、あと自分らでやってよと言われても、それはあかんのじゃないですか。

やっぱり、保育所を充実さすんやったら、それと連動して学童保育もしっかり充実させなければ、橋本市で若い世代が住んでくれな

くなりますよ。ほんで、学校によってそれぞれ保育料が違うというのも、それもちよっとあり得へん問題かなと思うんです。

それがあかんから、ほかの市は全部保育料を統一して、なおかつ、結婚してください、子どもを産んでください、少子化対策していますと言うてるにもかかわらず、3人子どもがいて学童に入れようと思ったら、橋本市の場合は3人分お金払わなあかんのです。兄弟割引、何もないんです。だから、兄弟割引もやったってくれと。

子どもを産んでください、少子化対策しますと言うんやったら、ここにももっと目を向けて、少子化最対策のお金をつけてくださいというのが今回の私の質問なんです。

だから、委託にできひんのやったら、せめてそういうところからだけでも手をつけて、お金をここに落としていってあげてほしいというふうに思います。

学童の支援員とかOBの保護者とか、本当によく頑張って、何とかこの、今まで自分たちが子どもたちを育てていただいた元学童を、何とか継続させてあげたいということで、運営にみんな関わっていらっしゃるんです。営利目的でNPOを立ち上げている方なんか1人もいないんです。

保護者会運営が本当にできないという窮地に立たされたときに、NPO法人はしもと学童保育の会というのを、保護者の融資と、それと支援員のお力で立ち上げて、まだ今も頑張っているって聞いているんです。

でも、さっきの公民館の話でも、職員の話にもありましたけれども、実際その関わっている人たちは高齢化しております。あと何年この事業に組織として関わられるかどうか分かりません。ですので、今言っているんです。

学童の支援員の給料って本当に少ないんです。ワーキングプアと言われる年収200万円未

満の支援員が6割以上いるんです。入れ替わり立ち替わり、子どもたちを見る人が替わって行って、子どもたちが安心してそのところで生活が送れるとは言えないでしょう。

やっぱり保育と同じように学童でも責任を持って、市がもう少しお金を投じて子どもたちの生活の場を保障するということが本当に今、大事やと思いますので、何とか支援員のお給料の体制もしっかりと市が補填をしていただけるような施策をまた市長よろしく願っています。

頑張ってみんな運営していますので、何とか、トップランナーである、あった橋本の学童が、今の水準を維持していけるように、市がもうちょっと後押しというか、支えてあげてほしいんです。答弁よろしく願います。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）土井議員の質問にお答えします。

本当に学童保育については、NPOの皆さんや学校の皆さんに大変ご迷惑をかけて運営をしていただいていることは十分認識しております。

去年ぐらいからNPOの皆さんと話をさせていただいたり、保育料を上げるというのも、後期は市で持ちますよという話もさせていただいた中で、やはりそろそろ新しい、今後どうしていくのかという方針も含めて、今年度中に結論を出して、予算措置をしていくということ。

私がやるというても、いっぺん政策調整会議にかけて、この制度設計とかを教育委員会から出してもらって、その中で何をしていくのか、どういう体制に、もう委託に変えていくのか、そこを。

そして、教育委員会も機構改革すると言っているの、その中にそういう部署をつくるのか、そういうことも含めてちょっと検討させていただいて、より充実した学童保育ができますように取り組んでまいりますので、少し時間を頂ければと思いますので、よろしく願います。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）とても前向きなご答弁、本当にありがとうございます。

もう市長にはいろいろと要望も行かせていただいているのは重々承知しておりますけれども、本当に、子育てするなら橋本市と言いたいんですね。みんな。みんな同僚議員も一番、橋本市で輝く子育て支援をしたいと言ってくれているので、そういう橋本市になるように検討をしていただいて、学童保育にも目を向けていただいて、子どもたちの生活の質の向上をめざす橋本市でいていただけるようお願いをして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会し、明6月18日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

（午後4時17分 延会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議 長 森 下 伸 吾

9 番 議 員 堀 内 和 久

10 番 議 員 垣 内 憲 一